

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

丙

承  
認  
書  
控  
綴

年

小

承

認

書

控

綴

(五)

自  
才  
一  
五  
〇  
一  
号

總

務

課

2734

国立公文書館

分

類

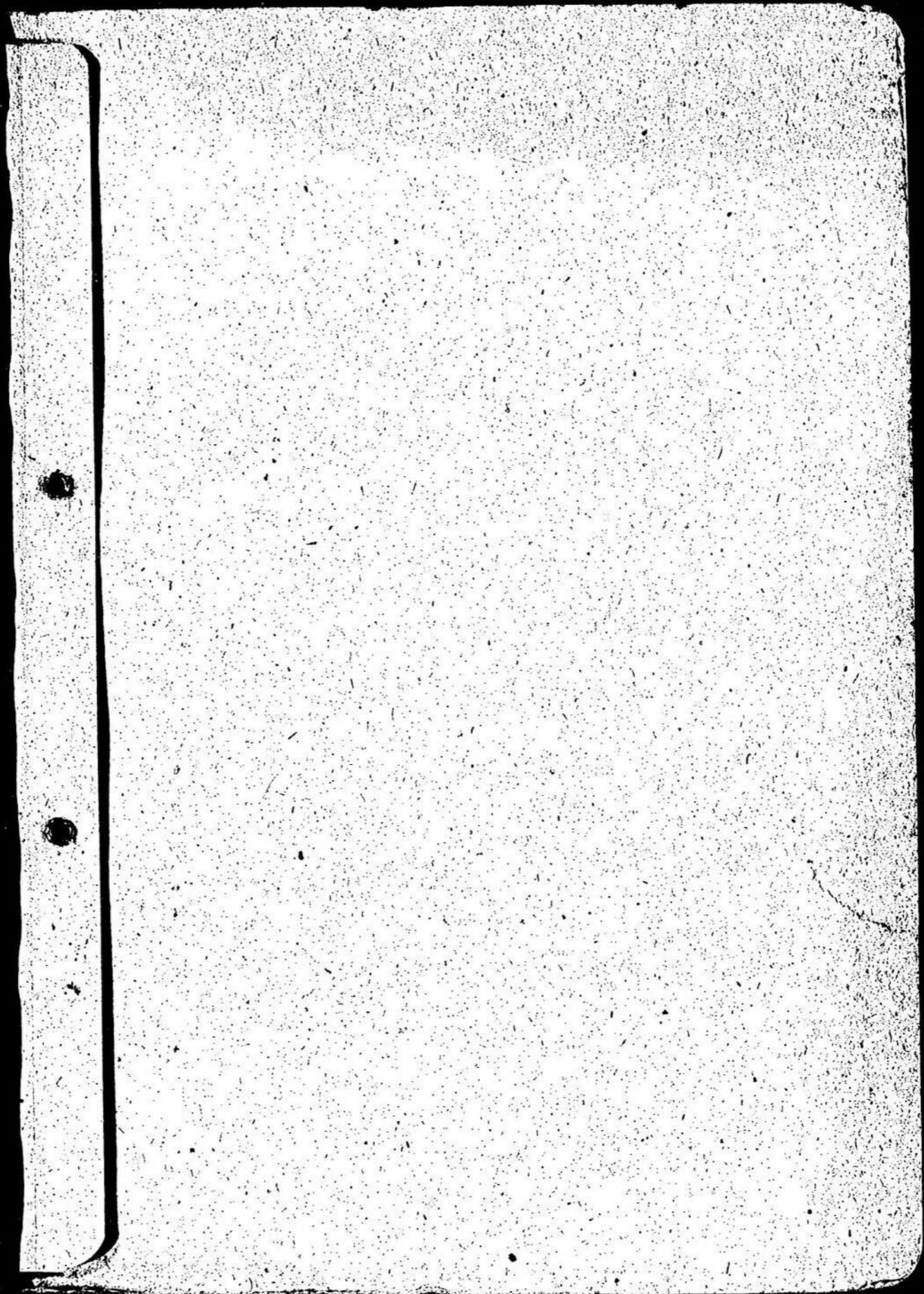
排架番号

持株

3 B

14 - 3

㊦ 2734





集排承認企第一三〇一號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱鑛業株式會社  
取締役長 羽仁路之殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日本石炭鑛業聯盟に対する前記貸付団体交渉資金（自昭和二十三年十月  
至昭和二十三年三月分）支拂

附帶條件

金額九八四〇〇円

金融緊急措置法令及同改正に基き押戻を受けざるを要す

裏面白紙

集排承認企第一二〇二號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



宇部興産株式会社

取締役社長 俵田明殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日本石炭鑛業聯盟に訂する労働資団体交渉資金(自昭和二十三年十月  
至昭和三十三年三月迄)支拂

附帯條件

金額 二五、七〇〇円

金融緊急措置令及同改正に基き押戻を發行する下等

裏面白紙

集排承認企第一〇三號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

古河鑛業株式會社  
取締役長 新海英一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日本石炭鑛業聯盟に對する第二回勞資団体交渉資金(自昭和二十二年十月  
至昭和二十三年三月分)支拂

附帶條件

金額二六、七〇〇円

金融緊急措置令及同改正に基き押戻を受けざるを要す

裏面白紙

集排承認企第一〇四號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



井華鑛業株式會社  
專務取締役 田中外次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日本石炭聯盟に對する第三回労資四体交渉資金(自昭和二十三年十月至昭和二十三年三月分)支拂

附帯條件

金額 三五、七〇〇円

金融緊急措置令及同改正に基き押戻を發行するを要す

裏面白紙

集排承認企第一二〇五號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日鉄鉱業株式會社

取締役社長 森田憲三郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日本石炭鑛業聯盟に対し予三回労資団体交渉資金（自昭和二十三年十月  
至昭和二十三年三月分）支拂

附帯條件

金額ニ五、ニ、〇〇円

金融緊急措置令及同改正に基き増収を受けりて要り

裏面白紙



集排承認企第 一〇二六號

昭和二十三年

七月

八

日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

大日本帝國銀行  
取締役長官植村村長殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

三月

日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従前と同為出見の島根炭礦株式會社監査役植村村長の件

裏面白紙



集排承認企第一二〇七號

昭和二十三年 六月 一 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎



昭和電工株式會社

取締役社長 日野原節三殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日本石炭鋳業聯盟に討するお二回労働資団休交渉資金(自昭和二十三年十月  
至昭和二十三年三月分)支拂 金額四、四〇〇円

附帯條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けざるを要す

裏面白紙



集排承認企第一〇八號

昭和二十三年 五月 日

日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

大日本帝國銀行  
取締役社長 高橋 武夫 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 八 條の規定による申請承認の件

三月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従業員(小川武雄)の日本共済株式會社監査役就任の件

裏面白紙

集排承認企第一三〇九號

昭和二十三年 六月 一日



持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

取締役社長 日本曹達株式會社  
田中東馬殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日本石炭鑛業聯盟に訂する第三回貸付資金(四休)貸付資金(自昭和二十二年十月  
至昭和二十三年三月分)支拂

附帯條件

金額三、二〇〇円

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるに要す

裏面白紙

金/2 385  
起算日 23.5.29  
沈没日 23.5.31



集排承認企第一二一〇號

昭和二十三年 月 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

三井木材工業株式會社  
代表取締役社長  
高田 稔

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 八 條の規定による申請承認の件

五月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します(但し附帶條件あり)

記

一、従業員賞與支給ノ件

裏面白紙

企112 382  
取簿12 22.5.28  
取簿12 23.5.31



集排承認企第一三二一號

昭和二十三年 月 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村



太平木材株式會社  
取締役社長  
村上富士太郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

五月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します(但し附帶條件ワキ)

記

一、従業員賞與支給ノ件

裏面白紙

集排承認企第一二二二號

昭和二十三年 五月三十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

福即足袋株式會社

董事取締役 辻本幸次 殿

678  
5/31

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

五月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、自昭和廿二年三月、事業年度末後業員貸付三、九九五、五四円支給ニ関スル申請件  
至昭和廿三年五月  
但シ別紙附帯條件トス

3/10

臥之區海折節抄十ノ  
三冊味廿三午五月、筆業于臥末到業員賣世、二、五、五、五、五、四、月、又、命、三、四、ノ、有、前、抄、  
自臥味廿三午五月、

五 二十六

八

筆業于臥末到業員賣世、  
臥味廿三午五月、

五 三十一

附、條件

當委員會は、これによつて生産され又は配分される物品の公定價格値上げの基礎となる、生産費の引上げを承認するものではない。



東京電力株式会社

昭和二十三年五月二十日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



東京芝浦電気株式会社  
取締役社長 新南 廣作 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の二の規定による申請承認の件

四月二日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認しおしえを以て通知  
します

記

- 一、宅地賣却の件 (三、六〇〇坪 品川区大井林町分)
  - 二、宅地賣却の件 (三、五〇〇坪 大田区本蒲田分)
  - 三、廢損自動車賣却の件 (五、〇〇〇坪)
- 附帯條件別紙

裏面白紙

集排承認企第一二一四號

昭和二十三年 五月三十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

不二越鋼材工業株式會社

代表取締役 井村 荒喜 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 八 條の規定による申請承認の件

四月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、退職慰勞金支給に因する特別措置の件

裏面白紙

金一〇〇 株二〇〇  
社 〇 〇  
漢 〇 〇

集排承認企第一二一六號

昭和二十三年 五月 二十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

東洋レコーン株式會社  
代表取締役 森 信明 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條<sup>之三</sup>の規定による申請承認の件

四月 十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、受取工場用小型貨物自動車一台購入と之に伴ふ自己資金押戻の件

但し別紙条件附

裏面白紙



集排承認企第一〇一七號

昭和二十三年 六月 三日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日本製鐵株式會社  
取締役社長 三鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第 七 條の規定による申請承認の件

貳字新の 貳字新の 一月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、小倉平中井欠り倉新在土地建物賃貸の件  
賃貸先 程岡 隆

裏面白紙

集排承認企第一三二八號

昭和二十三年六月三日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

大日本セルロイト株式会社  
取締役社長 西宗茂 二 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します(但し附帶條件あり)

記

一、アセチレン化学工業協會会費支拂一件

裏面白紙

集排承認企第一〇一九號

昭和二十三年 六月 二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日本賣達株式會社

取締役社長 田中東馬 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

一字訂正 五月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従業員離職手当支給の件

裏面白紙

334

企一の甲第356号  
23/5/31



集排承認企第一三三〇號

昭和二十三年六月二日

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

日中硝子株式會社  
取締役社長吉本熊夫 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、集排承認企第一〇五〇号に基く公告事項の件

裏面白紙

企 2, 3 204  
起 5. 11  
法 5. 14

集排承認企第一〇三二一號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

三井化學工業株式會社

取締役社長 榎本好文 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月 七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、早鐘工場マダボール注射薬製造設備新設の件

(附帯條件別紙)

裏面白紙



控

集排承認企第一〇三三號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

大洋漁業株式會社  
代表取締役 有吉京太郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件  
月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、下関市竹崎町岸壁に震動起重機設置件(三二八、二〇〇円)  
附帯條件別紙

裏面白紙

附 帯 條 件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す、特定の金融機関を貸出機関とするを得ない。

裏 面 白 紙

昭和二十三年三月一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

倉敷紡績株式會社

事務部長 楊 中 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、戦産管行の事務  
 本報市産管に於ては是二日所定に於てハ行ハ三、合三二七、四七、〇、〇  
 但し前記を通じて行ハ附了

裏面白紙

集排承認企第一〇〇四號

昭和二十三年 六月 一日



持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

大洋漁業株式會社  
代表取締役 有吉 京 吉 殿

ニ呈挿入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件  
月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、鯉鮪船之隻に無線電信送信機各一設置(件) (七月五日)

附帯條件別紙

裏面白紙



附 帯 條 件

この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。



集排承認企第一〇二五號

昭和二十三年三月四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

昭和石油株式會社  
取締役 小山 丸一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、平沢製油所（ソクミン用釜）熱油を二台購入申請の件  
附帯條件  
金融緊急措置令及同改正に基き、研成を急げると要す。特立の  
金融機関と密に協同をせよとを得たり。

裏面白紙



300  
23.4.27  
23.5.1  
23.6.1  
ok

集排承認企第一〇〇六號

昭和二十三年六月四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

王子製紙株式會社  
取締役 中島慶次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條之三條の規定による申請承認の件

四月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(別紙附帶条件付)

記

一、江戸川工場事務連絡用小型乗用車購入件

裏面白紙



集排承認企第一〇〇〇〇號

昭和二十三年六月四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

301  
23. 4. 27  
23. 4. 30  
23. 6. 1

控

國策八〇工業株式會社  
取締役社長 島村 三 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します (別紙附帯條件付)

記

一、北見出張所(事務所兼社宅)復旧の件

裏面白紙



控

集排承認企第 一〇二八號

昭和二十三年 十一月 一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

株下長 植下長 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 九 條の規定による申請承認の件

四月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、森小路工場煙突取替工事  
附帯工事  
別紙

裏面白紙

集排承認企第一〇〇九號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 植村 成



日本電氣株式会社  
社長 渡辺 斌 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、大津市所在土地（一〇〇〇坪）処分件

條件  
代金は直ちに銀行勘定に預金すること、決定整備費に其を支拂ふこと

裏面白紙

集排承認企第一〇三三號

昭和二十三年〇月〇日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

日本電氣株式會社

社長 渡辺 斌 衛 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十日日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、住宅、馬小屋、物置(計五坪)の賃借料(三、八〇〇円)を川井忠起に対し

讓渡する件

條件 代金口直ちに各社の銀行勘定に預金すること、及決定せし備付書に基き支出すること  
を要す

裏面白紙

集排承認企第一〇〇一號

昭和二十三年〇〇月〇〇日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

帝國鑛業開發株式會社

社長 市川 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第〇〇條の規定による申請承認の件

四月〇〇日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、跡任登録費償還処分許可申請

(別紙附帯條件附)

裏面白紙

會



集排承認企第一〇三三三號

昭和二十三年六月四日

帝國鑛業開發株式會社

社長 並木 三三

殿

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

四月 七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、南紀中央選鑛場附屬土地建物処分許可申請

(別紙附帯條件附)

裏面白紙





集排承認企第〃〃〃號

昭和二十三年六月一日

企業第一部第五課長

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

吉河電氣工業株式會社

取締役社長 西村啓造

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第〃條の規定による申請承認の件

四月〃日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから  
御通知します

記

一、小型型被鑑機二台(種番四三三九)九州電線製造所(種番〃〃)

裏面白紙



附 帯 條 件

この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。  
承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。

裏面白紙

集排承認企第一二三四號

昭和二十三年 六月 十日

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

理研工業株式会社  
取締役社長 加藤 徳 衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七ノ二條の規定による申請承認の件

四月十日(附貴社)の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、柏崎工場所屬土地賣却の件

附帶條件 別紙の通り

裏面白紙



集排承認企第一〇三三號

昭和二十三年 六月 十日

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

理研工業株式会社  
取締役社長 加藤徳衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 一 條の規定による申請承認の件

四月 十四 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、柏崎工場所屬建物一棟賣却の件  
附帯條件別紙通り

裏面白紙

315

集排承認企第一〇三六號

昭和二十三年六月十日

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植

村

成

理研工業株式会社  
取締役社長加藤徳衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七〇一條の規定による申請承認の件

四月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、室内工場所屋建物二棟賣却の件

附帯條件別紙より

裏面白紙

計帳三三三  
証券四三三  
五、一三

集排承認企第一三三七號

昭和二十三年六月四日

企業第一部第五課

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

三井船舶株式会社

社長 一井保造

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備の修理(並田倉止上馬所、社宅)申請の件

附帯條件

別紙

以上

裏面白紙

在=9- 排 87  
起案 23-4-28  
決裁 23-5-1  
G.H.R. OK 23-6-1



集排承認金第一三三八號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

日本毛織株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、中山工場所在輸具燃糸機を印南工場へ  
印南工場所在輸具燃糸機を中山工場へ  
移轉(交換)するの件 (二七、六〇、円)

附帶條件別紙

裏面白紙



23. 4. 30.  
23. 5. 5. GHQ 6/1 OK



皇排承認金第 一三九號

昭和二十三年 六月 一日

企業第二部第一課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

片倉工業株式會社殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、 仙台製糸所野葉倉庫一棟を岩出山製糸所へ移設改良する件

許可金額七九三三〇円

別添條件付

裏面白紙

附 帶 條 件

この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。

裏面白紙



業排承認企第 一三四〇號  
昭和二十三年 六月 四日

石原産業株式会社  
事務取締役  
大久保常雄 殿

持株者代表管理委員会  
企業部一部長 永井三郎

過度競争力集中排除法に基く手続規則  
第七條の規定による申請承認の件  
三月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました  
から御通知します(別紙附帯件つき)

一、妙恒鉱山選鉱施設簡便化の件  
総額六三九三、七〇〇円  
(内六〇〇〇、〇〇〇円借入)

裏面白紙

全一〇一 冊 〇〇  
五三 〇 〇  
二二 〇 〇

泉排承認企第一二四一號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

倉敷絹織株式會社  
常務取締役 仙石襄殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、事業設備移転許可申請の件

(スフ用切斷機二台を西条工場より倉敷工場へ、  
ジロークラスシヤ一台中倉敷工場より西条工場へ)

但し別紙條件附

裏面白紙





証二〇一 排 102  
 起 案 成 23-5-11  
 決 成 23-5-14  
 G.H.Q.O.K. 23-6-1

集排承認金第一二四二號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本毛織株式會社

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、中山工場食堂附屬調理室新設の件（四五、九五、四用）

附帶條件 別紙

裏面白紙



企ニの一 排/03  
起案 23-5-11  
決裁 23-5-19  
G.H.Q. OK. 23-6-1.



集排承認企第一〇四〇號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本毛織株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、加古川工場貯炭場上屋新設の件 (三六二、九〇〇円)

附帶條件 別紙

裏面白紙

集排承認企第一二四四號

昭和二十三年 七月 四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

控

昭和製糖株式會社  
理事 花田 文藏 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

併 附 帶 簿 籍 別 紙 一 通

記

一、事業改善簿、帳簿ニ由るル件

裏面白紙

309

集積証券第一三四五号

昭和二十三年八月一日

株式会社日立製作所

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

取付紙七念四番紙



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認によりたからい通知

します

記

292

180  
115  
430

一、小名浜工場土地売却(一三四〇四円)

一、安末工場変圧器売却(二〇〇〇〇円)

附布多利紙

裏面白紙

集積承認番号一三四六号

昭和二十三年六月一日

株式會社日立製作所

持株會社整理委員會

百俵役員名目主役員

企業第二部長 永井 三郎



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認にかゝりての通知  
します

記

- 一、ラジエールホビー(株) (一〇八〇〇円)
  - 二、善也産業(株) (四〇〇〇円)
  - 三、レジャー外(株) (五三〇〇〇円)
  - 四、五光(株) (一〇八、三〇〇円)
  - 五、三馬力(株) (五八、三八円)
- 附事何別代

裏面白紙

附 帯 條 件

この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。

三三三 262

(印) 5/4 控

集排承認金第一三四七號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

武田藥品工業株式會社

常務取締役 武田新太郎 殿  
取締役社長 武田長矢 衛

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第 七 條 の 規 定 に よ る 申 請 承 認 の 件

四月 二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、旧室町倉庫改修の件

(附帯条件別紙)

裏面白紙

301

企=13 263  
限5/4

集排承認企第一二四八號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

武田藥品工業株式會社

常務取締役 新井 衛 殿  
取締役社長 武田 兵衛

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、東京支店関係従業員用社宅の新設  
(附帯条件別紙)

裏面白紙



控

業排承認企第 一三四九號  
昭和二十三年六月 四 日

日本糖業株式会社  
取締役社長  
田部 楠 田 殿

控管 監理委員會

企業部 一 部長 永 井 三 郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第 七 條の規定による申請承認の件

五月 十一 日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました  
から御通知します

記

一、財産の社内移管の件

帳簿面統計 一七、三二、三三、三

裏面白紙



集排承認企第一二五〇號  
昭和二十三年 月 日

持券旨社管理委員會

企業第一部長 永井 三郎

日本炭業株式會社  
取締役社長

岡部 楠男 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第 七 條の規定による申請承認の件

五月 六 日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました  
から御通知します (修正を)

記

一 佐賀岡部製糖所之屬日豊丸改修の件

六五〇,〇〇〇円

裏面白紙

no. 1264

二一四 272

5711

日本鉱業

船舶修理

6/1 O.K

〒 650.000

佐賀造船所 日本豊丸 改修の件

六五〇,〇〇〇円

日

殿

株主管理委員会

企業部 部長 永井 三郎

(修伸)

排除法に基く手続規則  
定による申請承認の件  
社の申請にかゝる左記事項を承認になりました

裏面白紙



集排承認企第一二五二號

昭和二十三年

六月

四日

持株會社整理委員會

企業第二部長

永

井

三

郎

秋桑金屬工業株式會社  
専務取締役 廣田壽一殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、伸銅所ニ殺圧延機移設

金額 三七六〇〇円

別紙附帶條件付

裏面白紙



集排承認企第一二五二號

昭和二十三年六月四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

扶桑金屬工業株式會社  
專務取締役 廣田壽一殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、各工場従業員住宅並土地購入(土地賃借) 旧住宅管團より  
金額 六五七四九〇二円三三銭  
賃借料 月額 八三〇円一八銭  
副紙 equal 附條付

裏面白紙

集排承認企第一二五三號

昭和二十三年 六月 廿四日

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

熊野酒造株式會社  
取締役長 磯部長藏 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

出 附帶修訂別紙 通 記

一、事業報告簿(社定) 社定一件

裏面白紙

第 一 〇 一 号  
昭和二十三年六月十一日  
第 一 〇 一 号

集排承認企第一一五四號

昭和二十三年 六 月 一 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

興國人絹パルプ株式會社  
取締役社長 金井滋直 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

四月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、資本金増加の件(資本金三〇〇〇千円より八〇〇〇千円へ増資)

附帯條件別紙の通り

裏面白紙

294

企一の才排 983  
起号 23. 5. 1.  
世裁 23. 5. 6

集排承認企第一ニヲモ  
昭和三十二年六月一日

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東洋レーヨン株式會社

常務取締役 木林 信明 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條<sup>の二</sup>の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、資本増加の件（資本金三五、三七五千万より二〇〇、〇〇〇千万へ増資）

附帯條件別紙の通り

裏面白紙





條の規定による中  
日附貴社の申請に  
御通知します

記

集排承認企第一〇三二號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

株式会社小坂製作所  
取締役社長 河合良成 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

四月 一 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産處分の事  
附帯條件、旁知、代金は直ちに左記の履行助定に依り全額引当し  
特別整理金及びその場合は決定物種討出に其の支  
去すを要す  
福井遠洋運送株式会社に請う、倉庫旁知、  
借入金一〇〇,〇〇〇円

裏面白紙

13 233

4/26

No. 1056

小松製作所

倉庫電部

¥120,000

6/1 O.K

日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

所 殿

中排除法に基く手續規則

規定による申請承認の件

貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

します

一、財産債務方針

附帯條件

福井遠洋建設株式会社に貸付。倉庫電部。借入金120,000円。特別整理金120,000円。貸却金120,000円。左記の條件は決定後、貸付金120,000円を貸付する。

去すを要す。

裏面白紙

附  
帶  
條  
件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏  
面  
白  
紙

集排承認企第 一三三ノ七 號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成



小産業株式會社  
取締役社長 兒玉復太郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條ノ二 條の規定による申請承認の件

五月 一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、財産処分許可申請の件 (アイセルトウク 一ロ台)

附帯條件

売却代金は直ぐに各社の銀行勘定に預金すること、特別整理會社である場合には、  
法定整備計画に基き支払うるを要す。

裏面白紙

集排承認企第 一三五八號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成



株主小松製紙所  
取締役長河合重成 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産簿分の件（致留市に於て未だ運初算却納付額六六〇、〇〇〇円）  
附簿簿計 壹部金中福行勘定に税金等あり。且つ法定簿簿計出  
に基き有るを要す  
以上

裏面白紙



集排承認企第一二五九號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

國產重工業株式會社

取締役社長 箕浦 多一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第四條 第七條 第三條の規定による申請承認の件

四月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します



記

一、財産処分許可申請の件（吉原太陽附属宿舍の件）

（附帯條件）

売却代金は直ちに各社が銀行勘定に預金すること、特別経理會社である場合には、決定整備計画に基き支出しなす。

裏面白紙

業許承認金才一三六号

昭和二十三年五月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

川崎産業株式會社

代表取締役 砂野 仁毅

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二十二年七月十日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認にふりえたる旨通知  
します

記

一、岐阜市霞町及神田町所在の宅地三三三坪と神田物産<sup>火</sup>に三三三坪で譲渡の件  
(川益才一四九号)

二、愛知縣木曾川町所在の建物四棟と縣立岐阜工業専門学校に八〇、一三五坪で譲渡の件  
(川益才一七二号)

附帶條件別表

裏面白紙

集排証企才一〇六号

昭和二十三年五月一日

持株會社整理委員會

日興工業株式会社  
取締役社長 紫垣 一志 殿

企業第二部長 永井 三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認しより通知  
します

記

一、建物四棟處分の件 (一〇三三三〇〇円)

附帯條件 別紙

裏面白紙





案排承認才一三五号

昭和二十三年七月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日興工業株式会社

取締役 柴田一夫 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月二日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認に付右紙を通知  
します

記

一、建物(一、六九七呼一九)区分件(三、三九世、三八〇四)

同業事件別代

裏面白紙



持株會社整理委員會  
第一二六三號

昭和二十三年 六月 一日

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長 新南 広作 殿

持株會社整理委員會  
企業第二部長 永 井 三 郎

控

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認にふりかへる通知  
します

記

- 一、細工工場橋架架設費追加支出の件 (四五三九九二円)
- 附帯各件 別紙通り

裏面白紙



集積簿録金才一三六四

昭和二十三年 六月 一日

東京逓信株式會社

持株會社整理委員會

取締役社長 新岡 広作 殿

企業第二部長 永 井 三 郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認によりてはから通知  
します

記

一、川口工場貨物自動車購入費支出の件 (二七五、〇〇円)

附帯条件 別紙

裏面白紙



持株會社整理委員會  
第一二六五号

昭和二十三年 六月 一日

東京清信汽機株式會社

取締役社長 新岡六作 殿

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認にふりかへるに  
通じます

記

一、内司工場機械設備新設の件 (一七七四・六六〇円)

附帯案件 別紙

裏面白紙



持株會社整理委員會  
第一二六六号

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

日本ロケット株式会社

企業第二部長 永井三郎

取締役社長 橋弘作殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月一日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認により、長から通過  
します

記

一、土地購入の件（價格四五〇〇〇〇円）

附帯条件 別紙

裏面白紙

企 1. 2 386  
起 字 10 22. 5. 31  
決 裁 10 23. 6. 3



集排承認企第一三六七號

昭和二十三年 月 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

富士寫真フィルム株式会社  
取締役社長 春木 榮 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(但し附帯條件ヲキ)

記

一、従業員賞與支給ノ件

裏面白紙

集排承認企第一二六八號

昭和二十三年 月 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成



松下木材株式会社  
取締役社長 織作伊之助 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
策 七 條の規定による申請承認の件

四月 七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します(但し附帯條件ヲモ)

記

一、燒失事務所復旧工事ノ件

裏面白紙

279

集排承認企第一二六九號

昭和二十三年 六月 廿二 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三菱鉛業株式會社  
取締役社長 羽仁 路之 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 二 條 の 規 定 に よ る 申 請 承 認 の 件

此 月 十 日 日 附 貴 社 の 申 請 に か へ る 左 記 事 項 は 承 認 に な り

ましたから御通知します

記

一、事業設備特許（水電解水素発電装置）

司令部許可

裏面白紙



集排承認企第 一三七。號

昭和二十三年

五月 廿

日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三善銀行持株會社  
取締役 永井 三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

係所記

此 月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、戦後及び（新潟工場）並に鉄板、骨、米、造、造、永、亮、部  
（司、庫、部、新、可、部、一）

裏面白紙

集排承認企第一二七一號

昭和二十三年 六月 一日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

大和紡績株式會社  
取締役社長 加藤 公人 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

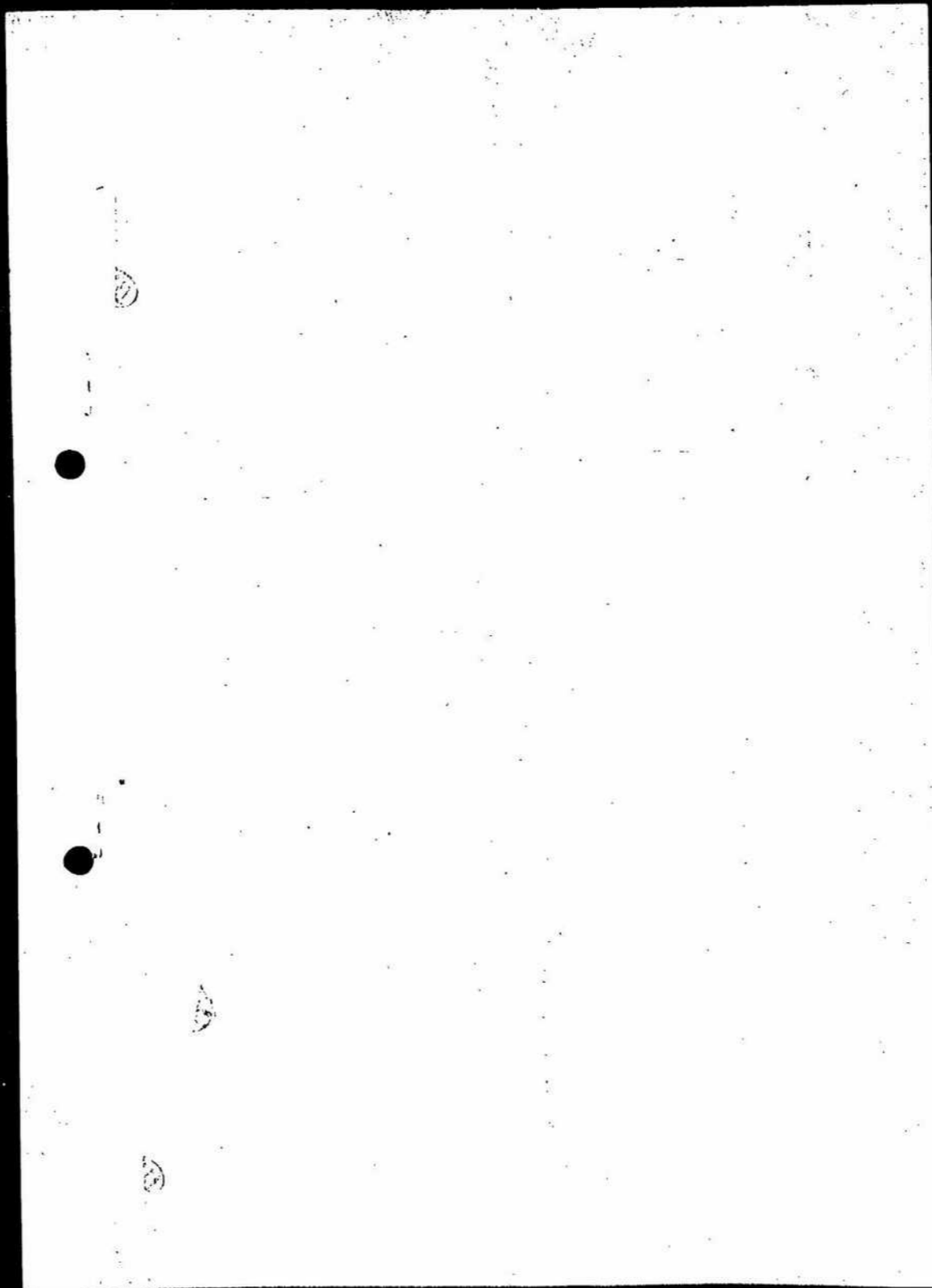
ニ字加入

第七條の規定による申請承認の件

四月 二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、石名工場事務所復旧の件  
附帯条件別紙



附帯條件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。

二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。

三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社整理委員會に提出のこと。

承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による

二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂濟及び末拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

2 計畫の進捗割合

3 完了予定

様式 工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算 昭和 年 月 日現在(単位千円)

| 項 目<br>種 別 | 承認金額<br>(A) | 支拂済金額<br>(B) | 未拂勘定<br>(C) | 承認金額の内未使用分<br>$A - (B + C) = D$ | 承認金額<br>超過見込額 | 備 考 |
|------------|-------------|--------------|-------------|---------------------------------|---------------|-----|
| 建物及工作物     |             |              |             |                                 |               |     |
| 機 械        |             |              |             |                                 |               |     |
| 計          |             |              |             |                                 |               |     |

註 1. 未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること  
 2. 承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記述のこと

(2) 工事進捗状況

| 種 類  | 建物及工作物 | 機 械 | 綜 合 | 備 考 |
|------|--------|-----|-----|-----|
| 進捗割合 | %      | %   | %   |     |

(3) 完了豫定日

裏  
面  
白  
紙

集排承認企第一二七二號

昭和二十三年六月一日

企業第一部第五課長

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

住友電氣工業株式會社

社長 櫻 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、特許第三三三三九号生石の電氣工業株式會社藤倉電線株式會社に  
貸付の件  
附帯条件貸付料は直に銀行勘定に預金するに、契約は貸付人の選擇より  
解約する

裏面白紙

控

集排承認企第一二七三號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日本建設産業株式会社

取締役社長 田路幹哉 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、東京および近畿圏内用商品購入の金額に50,000円以内)及電地購入の件  
 附帯事項  
 金融當局の指導命令及同様の基礎に掛かる受けるを要す。  
 貸借借約は貸借人の選擇により解約する。

裏面白紙

5/13  
310

集排承認企第一二七四號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎



日本製鉄株式會社  
取締役社長 三鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年 四月 三十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、本社所有鉄船四隻 処分 四三、五〇〇円

松畑所屬木船八隻

処分先 谷川海軍工業所

別紙付帶條件付

裏面白紙



集排承認企第一三七五號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日本製鉄株式會社  
取締役社長 三鬼隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、大阪事務所所屬四隻処分 七〇〇〇〇円

売却先 福岡船渠株式會社

別紙附帶條件付

裏面白紙



集排承認企第一二七六號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本製鉄株式會社

取締役社長 三鬼隆殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年四月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、釜石製鉄所用貨物自動車六輛購入 一〇一五七五二四

別紙付帶條件付

裏面白紙

皇世承認企第 一三七七號

昭和二十三年 六月 四 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

控

大改商船株式會社  
取締役社長 伊藤 武雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條ノニ條の規定による申請承認の件

三月二十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、本津川丸船體処分件

附帯條件別紙の通り

裏面白紙

集排承認金第一三〇八號

昭和二十三年六月四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

控

大坂商船株式會社

取締役社長 伊藤武雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條のニ條の規定による申請承認の件

三月二十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、名古屋証券取引所並に修理費に付する現金拂戻の件

附帯條件別紙の通り

裏面白紙



集排承認企第一〇七九號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

大日本紡績株式會社  
取締役會長 岩田宗次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、岐阜工場(紡毛) 絹紡織機修元費不足額三九〇〇円追加申請件

裏面白紙

附帯條件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。

二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定価格で購入のこと。

三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社整理委員會に提出のこと。

承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による

二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

2 計畫の進捗割合

様式 工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算 昭和 年 月 日現在(単位千圓)

| 種別     | 承認金額<br>(A) | 支拂済金額<br>(B) | 未拂勘定<br>(C) | 承認金額の内未使用分<br>$A - (B + C) = D$ | 承認金額超過見込額 | 備考 |
|--------|-------------|--------------|-------------|---------------------------------|-----------|----|
| 建物及工作物 |             |              |             |                                 |           |    |
| 機 械    |             |              |             |                                 |           |    |
| 計      |             |              |             |                                 |           |    |

註 1.未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること  
 2.承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記述のこと

(2) 工事進捗状況

| 割合   | 種類 | 建物及工作物 | 機 械 | 綜 合 | 備 考 |
|------|----|--------|-----|-----|-----|
| 進捗割合 |    | %      | %   | %   |     |

(3) 完了豫定日

裏面白紙

集排承認企第 一三〇 號

昭和二十三年 6 月 1 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成



日清紡績株式會社

取締役社長 櫻田 武 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、事業設備新設許可申請の件  
西新井工場寄宿舍及事務所新設(二五〇・二二〇内)  
附帯修作別紙

裏面白紙



附帯條件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。
- 二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。
- 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。  
既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。
- 四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社整理委員會に提出のこと。  
承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）
  - 1 別紙工事進捗狀況報告書の様式による
  - 2 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂濟及び末拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）
  - 3 計畫の進捗割合
  3. 完しを以て

様式 工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算 昭和 年 月 日現在(単位千円)

| 種別 | 項目     | 承認金額<br>(A) | 支払済金額<br>(B) | 未拂勘定<br>(C) | 承認金額の内未使用分<br>$A - (B + C) = D$ | 承認金額超過見込額 | 備考 |
|----|--------|-------------|--------------|-------------|---------------------------------|-----------|----|
|    | 建物及工作物 |             |              |             |                                 |           |    |
|    | 機 械    |             |              |             |                                 |           |    |
|    | 計      |             |              |             |                                 |           |    |

註 1.未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること  
2.承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

| 割合   | 種類 | 建物及工作物 | 機 械 | 綜 合 | 備 考 |
|------|----|--------|-----|-----|-----|
| 進捗割合 |    | %      | %   | %   |     |

(3) 完了豫定日

裏  
面  
白  
紙

集排承認企第一三八一號

昭和二十三年 二月 廿 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

控

大洋換業株式會社  
代表取締役有者 左 殿

ニ字伸大

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、浦鯨船才三利丸(二九八七)主徴換装工事(九三〇〇千円)

但附帯條件付

裏面白紙



附帯條件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。
- 二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料費設備は公定價格で購入のこと。
- 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものとししてはならない。  
既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。
- 四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社整理委員會に提出のこと。  
承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）
  - 一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による
  - 二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂濟及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）
- 2 計畫の進捗割合
- 3 見込額

裏面白紙

様式 工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算 昭和 年 月 日現在(単位千円)

| 種別     | 承認金額<br>(A) | 支払済金額<br>(B) | 未拂勘定<br>(C) | 承認金額(○)<br>内未使用分<br>A-(B-C)=D | 承認金額<br>超過見込額 | 備考 |
|--------|-------------|--------------|-------------|-------------------------------|---------------|----|
| 建物及工作物 |             |              |             |                               |               |    |
| 機 械    |             |              |             |                               |               |    |
| 計      |             |              |             |                               |               |    |

註 1.未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること  
2.承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

| 割合   | 種類 | 建物及工作物 | 機 械 | 綜 合 | 備 考 |
|------|----|--------|-----|-----|-----|
| 進捗割合 |    | %      | %   | %   |     |

(3) 完了豫定日

裏面白紙

集排承認企第一三〇二號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日本精工株式會社

專務取締役 堀口 忠 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七〇二條の規定による申請承認の件

四月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、中古消防自動車二台処分の件  
(但し別紙條件附)

裏面白紙

昭和 年 月 日

東京都千代田区幸町三丁目一番地  
株式会社整理委員会  
電話掛機(57)三七八〇(三番)

附言解許

貴社代金は直ちに各社の  
特許会社とあり協合には  
法廷提出係計書に基き支出すべき

裏面白紙

集排承認企第一三〇三號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第一部長

植

村

成

東洋ベアリング製造株式會社

代表取締役小野重一殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、桑名市建物処分件

(但し別紙條件附)

裏面白紙





集排承認企第一三〇四號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

北海道酪農協同株式會社  
會長 里澤 西藏 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月 二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します(但し附帯條件ヲキ)

記

一、大股支店工場・冷蔵庫・倉庫の戦災復旧改築  
並に増築の件

裏面白紙

203 162 259  
4.27  
5.9

特許承認金第一三(五)號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日本タイヤ株式會社

取締役社長

石橋 正二郎 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、旭工場熔接及製管工場新設の件(一六〇、〇〇〇円)

附帶條件  
別紙

裏面白紙

253

No. 247  
4.24  
4.30

集排承認企第ノ三ノ下號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日本タイヤ株式會社

取締役社長

石橋 正二郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、旭工場發電設備新設の件（五六八、七八三円）

附帶條件別紙

裏面白紙

252

No. 311  
5.14  
5.19

集排承認金第 一〇一七 號

昭和二十三年 六 月 一 日

持株會社整理委員會

日本タイヤ株式會社

取締役社長

石橋 正二郎 殿

企業第二部長 永井 三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

四月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、久留米工場消防自動車ポンプ購入の件(二七五、〇〇〇円)

附帶條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す。  
特定の金融機關を貸出機關とするを得ない。

裏面白紙



No. 254  
426  
5.1

集排承認企第一三ノノ號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

日本タイヤ株式會社

企業第二部長 永井 三郎

取締役社長

石橋 正二郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、旭工場倉庫新設の件(三六〇、〇〇〇円)

附帶條件別紙

裏面白紙



No. 26  
427  
5.9

集排承認企第 三六九號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

橫濱護謨製造株式會社

專務取締役

天本淑朗殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、三島工場貨物自動車購入の件（二六九、〇〇〇円）

附帯條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す。

特定の金融機關を貸出機關とするを得ない。

裏面白紙

集排承認企第一二九〇號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

株式會社島津製作所  
取締役社長  
鈴木庸輔 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、資本増加認可申請書の件  
但し別紙附帯條件を附す

裏面白紙



昭和 年 月 日

東京都麹町區内幸町二丁目一番地  
● 株會社整理委員會  
電話銀座(57)三七八〇―二番

附帶條件

- 一、新株應募者に彼等の購入しようとする株式の発行會社が再編成されるかも知れず再編成が完了する迄は株式の價值は不確定であることとよく知らせねばならず、
- 二、発行會社は株式譲渡の日から十日以内にSCLCに於いて報告し、受け付けは、その譲受人の氏名、各譲受株數、價格、各譲受人の株式保有等
- 三、増資計、株式割当明細、公告及び引受勧誘に關するは、当該委員會の事前許可を要すること

裏面白紙





集排承認金第 三七一號

昭和二十三年 六月一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日本フエルト株式会社

取締役社長

下津謙藏 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します(但し附帯條件ヲキ)

記

一、建物賃借料支拂ノ件

附帯條件

契約ハ貸賃人ノ選擇ヨリ解約シ得ル

裏面白紙

集排承認企第一三九之號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成



日本電氣株式會社  
社長 渡辺 斌 衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、特許第二一九七三号外十一種 前印新案第三四一〇八三外一種を廃棄  
する件

裏面白紙

金100 293  
1000 13  
1000 17  
0.5 6.1



集排承認企第一二九号

昭和二十三年 六月 五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三井鑛山株式會社  
社長 山川良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年 五月 十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(別紙條件付)

記

一、竹原製煉所の解室床埋立工事 一七三三、〇〇〇円

裏面白紙





集排承認企第一九四號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日本化工材工業株式会社

社長

小野 乙

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、大阪商工会議所他六團體に對する會費(金九九五〇円)を支拂り件

附帶條件

金融緊急措置令及令改に基き拂戻を受けるを要す

昭和二十三年度の會費は會社の再編成迄毎月月額を支拂はねばならぬ。

裏面白紙

控

集排承認金第一三九五號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

日本建設産業株式會社  
取締役社長 田路翁哉 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七之二條の規定による申請承認の件

四月五日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、大阪建築復興會會費(二四〇〇円)を支拂う件。

条約、金融緊急措置令及令改訂に基き折戻を貸し出すを要す。

會費の會社の再編成を終了する迄毎月支拂ふこと。

裏面白紙

控

集排承認企第一三九二號

昭和二十三年 六月 五日

持株會社整理委員會

企美第一部長 植

村

成

日本ヤマト株會社

事務取締役 井上英配 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條<sup>2</sup>の規定による申請承認の件

三月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、土地賣却の件  
所在地 北海道山越郡長萬町村美畑  
面積 一三〇町二五五畝七步

但附帯條件別紙を附し

裏面白紙

203, 226  
起 4.20



集排承認企第一三九七號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

保去谷化學工業株式會社

取締役社長 磯村乙巳 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

四月二〇日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、中川工場へギンシロソルシン製造設備新設の件

(附帶條件別紙)

裏面白紙

議決金十三九号

昭和二十三年 八月 一日

株式会社日立製作所

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

取締役社長 石田主税 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認せらるる旨を以て通知  
いたします

記

- 292
- |      |      |
|------|------|
| #122 | #80  |
| 6.11 | 4.26 |
| 6.13 | 4.30 |
- 一、多賀工場土地貸付(年五、四三二円)
  - 二、日立工場普通建設費外金貸付(月一八〇〇円)
  - 三、日立工場特別建設費外金貸付(月一八〇〇円)
  - 四、日立工場建設費外金貸付(月二〇〇円)
  - 五、日立工場土地賃借料(月四二〇円)

附帯事項  
貸付利率は連立銀行に参考をすること  
望むは貸付人の選定は日立製作所によること

裏面白紙



集排承認令第一三九九号

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

三菱電機株式會社

企業第二部長 永井三郎

常務取締役 岡義長 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十三日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認したうから通知  
十五

します

記

- 一、長崎製作所従業員住宅五ヶ箇建設の件（六五〇リ、リ、リ、リ、リ）
  - 二、伊丹製作所進駐軍返還宿舍補修復舊工事の件（六三三、九、四、八、リ）
- 両件共條件別紙添附

裏面白紙

集積承認金 1,300 円

昭和二十三年 六月 一日



川崎重工業株式会社

取締役 整理部長 神馬新七郎殿

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認により左記の通知

します

記

一、葺合工場工員寮の移轉改築の件

資金借入 3,000,000 円  
預金引出 250,320 円

(川監秘一七二号)

附帯條件 別紙

裏面白紙

附帯條件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて押戻しを受けること。

二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。

三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社整理委員會に提出のこと。

承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による

二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂濟及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

三 計畫の進捗割合

四 完了予定日

様式 工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算 昭和 年 月 日現在(単位千円)

| 項目<br>種別 | 承認金額<br>(A) | 支拂済金額<br>(B) | 未拂勘定<br>(C) | 承認金額の<br>内未使用分<br>$A - (B + C) = D$ | 承認金額<br>超過見込額 | 備考 |
|----------|-------------|--------------|-------------|-------------------------------------|---------------|----|
| 建物及工作物   |             |              |             |                                     |               |    |
| 機 械      |             |              |             |                                     |               |    |
| 計        |             |              |             |                                     |               |    |

註 1.未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること  
2.承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

| 種 類  | 建物及工作物 | 機 械 | 綜 合 | 備 考 |
|------|--------|-----|-----|-----|
| 進捗割合 | %      | %   | %   |     |

(3) 完了豫定日

裏  
面  
白  
紙



集排承認企第 三〇号

昭和二十三年五月三十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井精機工業株式会社  
取締役社長 岡田千賀殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條<sup>(三)</sup>の規定による申請承認の件

四月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認に及びたる旨を以て通知  
します

記

一、事業設備新設の件 (金額一五〇五〇〇分の分)

裏面白紙



持株會社整理委員會  
昭和二十三年五月二十七日

三菱重工業株式會社

持株會社整理委員會  
企業第二部長 永井三郎

取締役社長 岡野保次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

〃月〃日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認にありきにかゝる通知  
します

記

- 一、神戸市土地交換の件（四月二十七日附菱持経カニニ号申請の分）
- 二、財産處分の件（四月十五日附菱持経カ十五号申請の分）

裏面白紙



集株承認金一三〇三三

昭和二十三年五月三十一日

持株會社整理委員會

菱重工業株式會社

企業第二部長 永井三郎

取締役社長 岡野保次郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認にかゝる通知  
します

記

- 一、財産處分の件 (四月十五日附菱持控才二〇号申請の件)
- 二、財産處分の件 (四月十五日附菱持控才一七号申請の件)
- 三、財産處分の件 (四月十五日附菱持控才一八号申請の件)
- 四、財産處分の件 (四月十五日附菱持控才一九号申請の件)
- 五、売却の件 (四月二十六日附菱持控才二二号申請の件)

附帯條件あり

裏面白紙

附 帶 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である  
場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏  
面  
白  
紙



集排承認企第一三〇四號

昭和二十三年 四月 五日

企業第一部第五課

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成



日本郵船株式會社  
社長 淺尾新市 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、事業設備改良(改E型船伊良部丸改造)許可申請の件  
附帶條件 別紙

以上

裏面白紙



控

業排承認企第一三〇五號  
昭和二十三年 六月 一日

企業第二部第四課

控管官廳管理委員會

企業部一部長 永井 三郎

日本産業株式会社  
取締役社長

岡部 楠男 殿

過度競争力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件

四月 十六日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました  
から御通知します (別紙 附帯簿付 了)

一、青森探採株式会社 貴社 左記事項の件

三〇〇〇円

裏面白紙



企=1三 335  
5/20

集排承認企第一三〇六號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

武田藥品工業株式會社

取締役社長

武田長兵衛殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、株主總會附議事項の件

裏面白紙



企 業 法 第 三 十 三 号  
5/20  
5/19

集排承認企第 / 三三三號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

武田藥品工業株式會社

取締役社長

武 田 長 兵 衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

五月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、資本増加の件

(附帯條件別紙)

裏面白紙

附帶條件

- 一、新株應募者に彼等の購入しようとして居る株式の發行會社が再編成されるかも知れず、再編成が完了する迄は株式の價値は不確定であることをよく知らせなければならぬ。
- 二、發行會社は株式讓渡の日から十日以内にBOLEROに次のことを報告しなければならぬ。
  - 讓受人の氏名、各讓受株式數、價格、各讓受人の株式保有率
- 三、増資新株の割當明細、公告及び引受勧誘について當委員會の事前許可を得ること。



築掛承認企第一三〇八號  
昭和二十三年六月七日

持株會社監理委員會

企業第二部第四課

企業第一部長 永井三郎

日本新業株式會社  
取締役社長  
岡部 栞 男 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件

四月十日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました  
から御通知します  
記  
別紙 附帶條件あり

一、沢田鉱山建設及事務所等建設の件  
一三七八五〇号

裏面白紙



225

控

集排承認企第一三〇九號  
昭和二十三年六月十七日

企業第二部第四課

持株會社監理委員會

企業部一部長 永井三郎

松屋硝子の株式会社  
取締役社長  
中野正雄 殿

過度競争力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件  
月 日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました  
から御通知します

記

副社長 阿部信作 (つき)

一、松屋硝子硝化塩素補修の件  
昭和二十三年八月四日

裏面白紙



集排承認企第<sup>一</sup>〇三<sup>ノ</sup>ハ<sup>レ</sup>〇〇號

昭和二十三年六月五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

**控**

三菱化成工業株式會社

取締役社長 森規矩夫殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

四月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、事業設備新設の件（硫酸ニコチン）

附帶條件（別紙）

裏面白紙







集排承認企第一三一號

昭和二十三年 六月 又日

企業第一部第五課長



持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

古河電氣工業株式會社

取締役社長 西村啓造 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月 七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、大阪伸銅所分工場建築取毀し及工事費用三万五千円支出の件

附帯條件別紙・通す

裏面白紙

附 帯 條 件

承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公正價格で購入のこと。

裏面白紙

集排承認企第一三二二號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日本タイヤ株式會社

取締役社長 石橋正二郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、久留米工場變電設備新設の件（二、四七〇千圓）  
附帶條件

別紙

裏面白紙



集積家認念才 一三一三号

昭和二十三年六月三日

三菱電機株式会社

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

常務取締役 関義長殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第廿八條の規定による申請承認の件

五月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認したる旨通知

します

記

一、従業員賞与支給の件 (自昭和二十三年十月一日 至昭和二十三年三月三十一日) 八〇〇〇千円

附帯條件

當委員會は之に依つて生産工場又は配分工場物品の公定價格の  
適上りの基礎となる生産費の引上げを承認するものではない

裏面白紙



20,398  
23.1.3  
23.1.5

集排承認金第一三一四號

昭和二十三年六月五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日本甜菜製糖株式會社  
取締役社長 山田貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、昭和三十一年下半期分従業員賞與支給の件、  
但し本措置は物品の公道價格値上げの基礎となる生産物費の  
引上げを承認したものをいふ。

裏面白紙



企112 399  
配付日 23. 6. 4  
決裁日 23. 6. 5



集排承認企第一三一五號

昭和二十三年 六月 五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

北越製紙株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 八 條の規定による申請承認の件

五月二十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(但し附帶條件別紙)

記

一、従業員賞與支給ノ件

裏面白紙

附 議 條 件

當委員會は、これによつて生産され又は配分される物品の公定價格値上げの基礎となる、生産費の引上げを承認するものではない。

裏  
面  
白  
紙



集排承認企第一三六一六號

昭和二十三年六月五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

関西ペイント株式會社

取締役社長 山 中 鹿太郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、従業員賞與支給の件  
(附帶條件別紙)

裏面白紙





集排承認企第一三二七號

昭和二十三年七月八日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井物産株式會社  
取締役 七 羽仁 隆之 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、會費を払う件（平正年市理會 持分株會費）  
（月令お許有 七ノ一）

裏面白紙



集排承認企第一三三八號

昭和二十三年 六月 八日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三菱銀行 羽仁 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第 二 條 の規定による申請承認の件

條件附べ

此 月 三 日 附 貴 社 の 申 請 に か へ る 左 記 事 項 は 承 認 に な り

ま した から 御 通 知 し ま す

記

一、 賦 金 引 出 手 続 暫 行 申 請 ( 以 下 推 峰 手 続 )  
司 庫 部 許 可 六 / 一

裏面白紙



集排承認企第一三一九號

昭和二十三年七月八日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

古河鐵道株式會社  
代表取締役 新海英一殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、今般りも私の件（二十三年七月八日附貴社申請承認の件）  
（司會部 新海英一）

裏面白紙

集排承認企第一三三〇號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

昭和電工株式會社

取締役社長 日野原節三殿

6/1 OK  
C  
控

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二條の規定による申請承認の件

三月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一 經金原集會に対し定額會費支拂の件

二 定額會費月額 金四萬圓也

(但し昭和二十二年十二月分より爾今毎月同一金額)

附帶條件 金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す

會費け會社の再編成終了する迄毎月支拂ふこと

裏面白紙

企218 4249 4/24 4/30

集排承認企第 / 〇〇〇 / 號

昭和二十三年 六月 一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

旭化成工業株式會社

專務取締役

片岡武修殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

四月二十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、延岡工場電氣部水力課事務所擴張（工事費四九、〇〇〇円）の件

附帶條件別紙

裏面白紙



企213 4241 4/24 4/27

集排承認企第一三三三號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

旭化成工業株式會社

專務取締役  
片岡武修殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

四月二十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、延岡工場藥品部再生電線製造設備新設(工事費三三四、〇二円五〇)の件

附帶條件  
別紙

裏面白紙

213 # 242 4/24 4/27

控

集排承認企第一〇〇〇〇號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

旭化成工業株式會社

專務取締役

片岡武修殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

四月二十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、延岡工場所在デニトロクロールベンゾール製造用諸機械賣却(賣却價格一、三三四、五〇〇円)の件

附帶條件

賣却價格は鑑定價格と同額たることを要す

裏面白紙

No 152  
起 3/29  
金 213

集排承認企第一三三四號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

信越化学工業株式會社

取締役社長 小坂順造 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月二十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

|       |                                |         |
|-------|--------------------------------|---------|
| 直江津工場 | 原料炭倉庫内荷役機械設備拡充                 | 五二〇〇〇〇円 |
|       | 石灰窯素製品荷役機械設備拡充                 | 八一〇〇〇〇円 |
|       | 石灰窯素製造用揚水予備動力設備拡充              | 三三〇〇〇〇円 |
|       | 附帯條件別紙                         | 一〇〇〇〇〇円 |
|       | 但し左記不承認                        | 一〇〇〇〇〇円 |
| 直江津工場 | 石灰窯素製造用黒鉛化爐四基設備拡充 (1,000,000円) | 以上      |

裏面白紙



企 業 排 除 法  
起 23 6 15  
深 23 5 20

集排承認金第一E三五號

昭和二十三年 六月 X H

東洋レーヨン株式会社

代表取締役 森 信明 殿

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 X 條の規定による申請承認の件

五月 十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、慶煖工場紡織工場渡廊下新築許可申請の件(又三九〇月)

但し別紙條件附

裏面白紙

企 業 第 二 部 長 永 井 三 郎  
起 23. 5. 12  
以 23. 5. 14

集排承認企第一三二六號

昭和二十三年 六月 〆 H

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東洋レーヨン株式會社  
代表取締役 森 信明 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 〆 條の規定による申請承認の件

五月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、社會事業共同募金委員會に募金の件（八八七、八八八、八八九）

裏面白紙



集排承認企第一三三七號

昭和二十三年 之 月 之 日

企業第一部第五課長

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

古河電氣工業株式會社

取締役 西村啓造 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月 三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財團法人徳福園會所昭和二十三年分會費入金引当金

附帯條件

一、全額常金増進令と同様に課税を受けらるる

二、會費は會社が納付の終了まで毎月引当金として拂ふ

裏面白紙

控

集排承認企第一三三號

昭和二十三年 六月 八日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

御名氣株式会社  
社長 井上良裕殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則  
第 9 條の規定による申請承認の件

四月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、在東京証券取引所  
財部控  
別紙

裏面白紙

集排承認企第一三三九號

昭和二十三年六月七日



鐘淵紡績株式會社

取締役長 武原 殿

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備新設申請の件

二、工場汽罐新設 一七三六三二七付

三、新設の工場修繕の件

裏面白紙

附帯條件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。
- 二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。
- 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。  
既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。
- 四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社整理委員會に提出のこと。  
承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）
  - 一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による
  - 二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の文出見込額（承認金額を超過する見込額）
  - 三 計畫の進捗割合
  - 三. 電了予定。

様式

工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算

昭和 年 月 日現在(単位千円)

| 項目<br>種別 | 承認金額<br>(A) | 支払済金額<br>(B) | 未拂勘定<br>(C) | 承認金額の内未使用分<br>$A - (B + C) = D$ | 承認金額<br>超過見込額 | 備考 |
|----------|-------------|--------------|-------------|---------------------------------|---------------|----|
| 建物及工作物   |             |              |             |                                 |               |    |
| 機 械      |             |              |             |                                 |               |    |
| 計        |             |              |             |                                 |               |    |

註 1.未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること  
 2.承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

| 種 類        | 建物及工作物 | 機 械 | 綜 合 | 備 考 |
|------------|--------|-----|-----|-----|
| 割合<br>進捗割合 | %      | %   | %   |     |

(3) 完了豫定日

裏面白紙

集排承認企第一〇三〇號

昭和二十三年六月九日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

控

大洋樓業株式會社

代表者 有吉 宗吉

殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

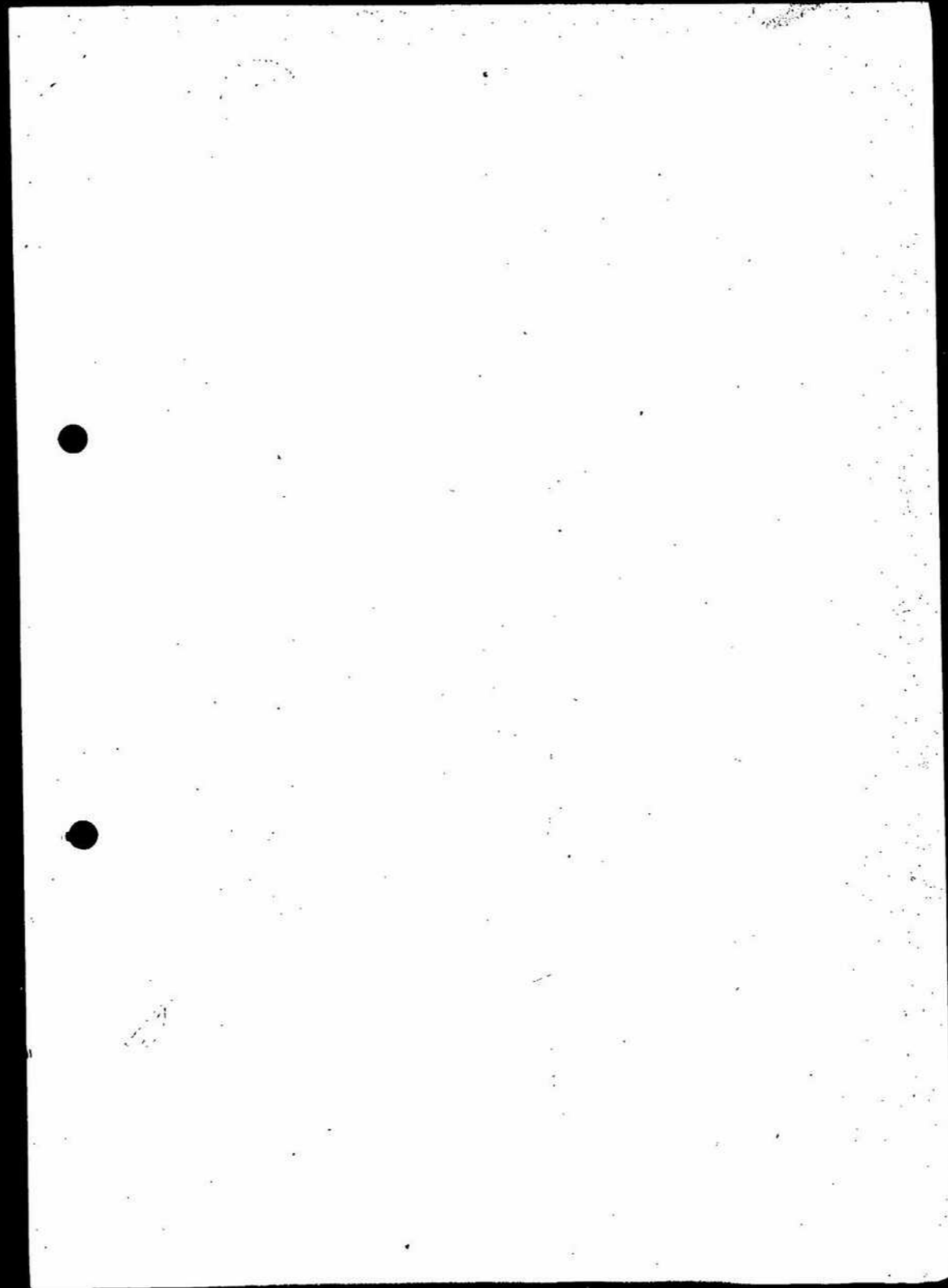
ましたから御通知します

記

一、下関米三倉埠工場内エレベーター四台修理の件

(一、一六四、〇〇〇円)





附帯條件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。
  - 二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。
  - 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。
  - 四 既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。
  - 五 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社整理委員會に提出のこと。
- 承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）
- 1 別紙工事進捗狀況報告書の様式による
  - 2 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂濟及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）
  - 3 計畫の進捗割合
3. 進捗割合

様式 工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算 昭和 年 月 日現在(単位千円)

| 項目<br>種別 | 承認金額<br>(A) | 支払済金額<br>(B) | 未揚勘定<br>(C) | 承認金額の<br>内未使用分<br>$A - (B + C) = D$ | 承認金額<br>超過見込額 | 備考 |
|----------|-------------|--------------|-------------|-------------------------------------|---------------|----|
| 建物及工作物   |             |              |             |                                     |               |    |
| 機 械      |             |              |             |                                     |               |    |
| 計        |             |              |             |                                     |               |    |

註 1.未揚勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること。  
2.承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

| 種 類  | 建物及工作物 | 機 械 | 綜 合 | 備 考 |
|------|--------|-----|-----|-----|
| 進捗割合 | %      | %   | %   |     |

(3) 完了豫定日

裏  
面  
白  
紙

166

集排承認企第一三三三號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



日本水産株式會社

代表取締役社長 増井 進 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

ニ字挿入

第七條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

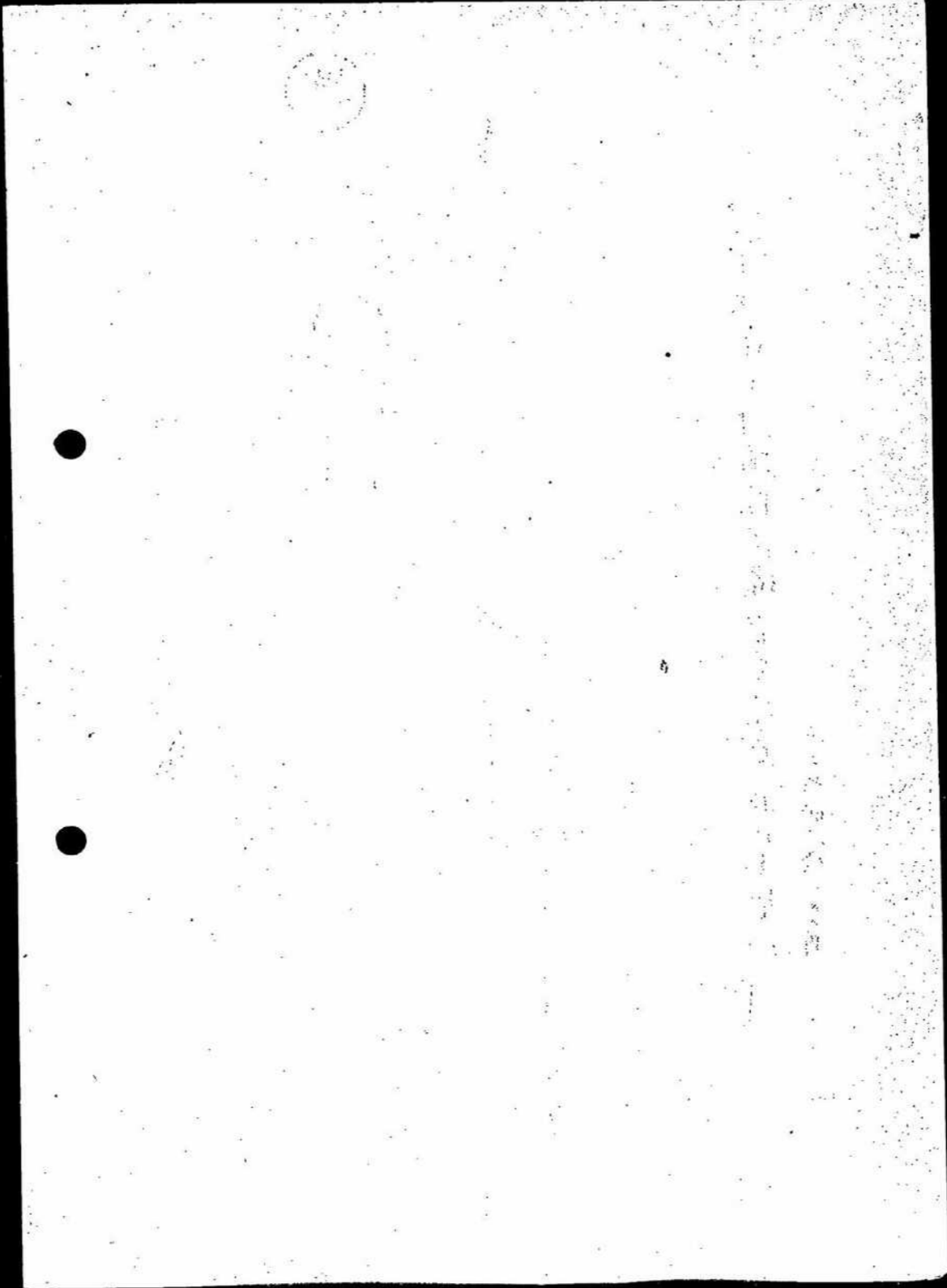
ましたから御通知します

記

一、才次郎南氷洋捕鯨設備資金精算追加支払件

(三七、四八八、〇〇〇円)





附帯條件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。

二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。

三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社整理委員會に提出のこと。

承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による

二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

三 計畫の進捗割合

様式 工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算 昭和 年 月 日現在(単位千円)

| 種別     | 承認金額<br>(A) | 支拂済金額<br>(B) | 未拂勘定<br>(C) | 承認金額の<br>内未使用分<br>$A - (B + C) = D$ | 承認金額<br>超過見込額 | 備考 |
|--------|-------------|--------------|-------------|-------------------------------------|---------------|----|
| 建物及工作物 |             |              |             |                                     |               |    |
| 機械     |             |              |             |                                     |               |    |
| 計      |             |              |             |                                     |               |    |

註 1.未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること  
 2.承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記述のこと

(2) 工事進捗状況

| 割合種類 | 建物及工作物 | 機械 | 総合 | 備考 |
|------|--------|----|----|----|
| 進捗割合 | %      | %  | %  |    |

(3) 完了豫定日

裏面白紙

集排承認企第一三三二號

昭和二十三年 六月 七日



持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日本エルト株式会社  
取締役社長 下津謙藏 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條ノニ條の規定による申請承認の件  
五月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します(但し附帯條件あり)

記

一、市川工場汽罐強圧通風装置設備工事ノ件

裏面白紙







集排承認企第一三三三號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

王子製紙株式会社

取締役社長中島慶次

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條之三條の規定による申請承認の件

五月 十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します但し附帯條件つき

記

一、碎木機用附屬クレーンを大阪より小倉工場に移転の件

裏面白紙



集排承認企第一三三四號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成



王子製紙株式會社

取締役社長中島磨次 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條のニ條の規定による申請承認の件

五月 十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(但し附帯條件あり)

記

一、十條工場社宅新築工事ノ件

裏面白紙

集排承認企第一三三三號

昭和二十三年 七月 七日



持株會社整理委員會

企業第一部長

植

村

成

森永食糧工業株式會社  
取締役社長 森永太平 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 八 條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、貴社取締役會長 松崎半三郎殿が日本停車場株式會社より  
取締役會長を兼任する件

裏面白紙

集排承認企第一三三六號

昭和二十三年 五月 七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

王子製紙株式会社

取締役社長 中島慶次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條二條の規定による申請承認の件

五月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(但し附帯條件つき)

記

一、江戸川工場社宅新築工事ノ件

裏面白紙

集排承認企第一三三三號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成



王子製紙株式會社  
取締役社長 中島慶次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條ノニ條の規定による申請承認の件

五月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(但し附帯條件付き)

記

一、伏木工場社宅新築工事ノ件

裏面白紙





集排承認企第一〇〇八號

昭和二十三年 五月 七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

王子製紙株式會社

取締役社長中島慶次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條二條の規定による申請承認の件

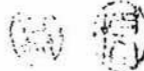
五月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(附帯條件付き)

記

一、名古屋比奈工場沈澱室上家新設工事一件

裏面白紙



集排承認企第一三三九號

昭和二十三年 六 月 七 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

大建産業株式會社  
専務 取締役 森 長正 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第三十條の規定による申請承認の件

四月十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、大阪市天王寺区西ノ町土地建物處分の件  
附帶條件付別紙

裏面白紙

附 帶 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏面白紙



集排承認企第一三四〇號

昭和二十三年 六月

七日

持株會社整理委員會

企業第一部長

植

成



大建産業株式會社

專務取締役 森 長英殿

云々仰入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件

三月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、神戸貿易協会对する会費支払ウ件  
別紙附帯條件附

裏面白紙

集排承認企第一三四一號

昭和二十三年 六月

七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

大建産業株式會社

専務取締役 森

長 栗 殿

三子 仰 入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條<sup>の二</sup>の規定による申請承認の件

四月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、札幌出張所の事務所借入の件

附帯條件

貸付料は連立銀行勘定は務金と契約は貸借入の處理により

解消し

裏面白紙

集排承認企第一三四二號

昭和二十三年

六月

日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

山縣 隆光 敬啟

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 九 條の規定による申請承認の件

六月 二 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、山縣 隆光 (東京市中野区) 山縣 隆光  
山縣 隆光 (東京市中野区) 山縣 隆光  
山縣 隆光 (東京市中野区) 山縣 隆光  
山縣 隆光 (東京市中野区) 山縣 隆光

裏面白紙



集排承認企第一三四三號

昭和二十三年 6月 7日

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

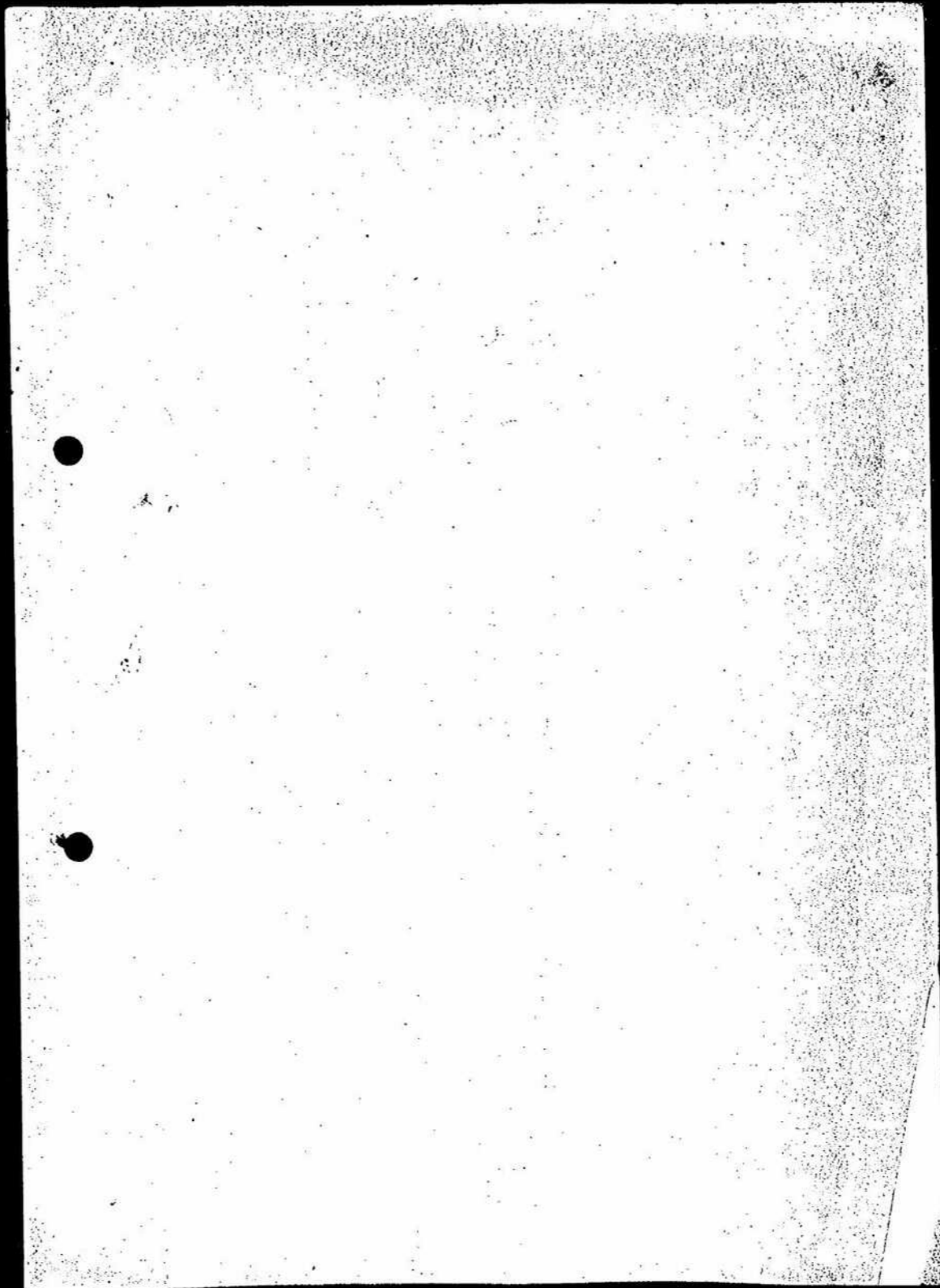
白清建設株式會社  
取締役社長 櫻井 武 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件  
五月 四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、事業設備新設許可申請一件  
(家屋十三戸建設金額一五三〇千円)  
附帯修繕別紙





附帯條件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。
- 二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。
- 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。  
既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。
- 四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社整理委員會に提出のこと。  
承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）
  - 一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による
  - 二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）
- 五 計畫の進捗割合
- 六 定うべき

様式 工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算 昭和 年 月 日現在(単位千円)

| 種別 \ 項目 | 承認金額<br>(A) | 支払済金額<br>(B) | 未拂勘定<br>(C) | 承認金額の<br>内未使用分<br>$A - (B+C) = J$ | 承認金額<br>超過見込額 | 備考 |
|---------|-------------|--------------|-------------|-----------------------------------|---------------|----|
| 建物及工作物  |             |              |             |                                   |               |    |
| 機 械     |             |              |             |                                   |               |    |
| 計       |             |              |             |                                   |               |    |

註 1.未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること  
2.承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

| 割合 \ 種類 | 建物及工作物 | 機 械 | 綜 合 | 備 考 |
|---------|--------|-----|-----|-----|
| 進捗割合    | %      | %   | %   |     |

(3) 完了豫定日

裏面白紙



集排承認企第一三四四號  
昭和二十三年六月七日

日本鑛業株式会社

取締役社長

岡部楠男

殿

株管管心管理委員會

企業部一部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第 五 條の規定による申請承認の件

五月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました  
から御通知します

記

一、日立鉱山減資財産償却の件

簿価一三、五四八円三九銭

裏面白紙





業排承認企第一三四五號  
昭和二十三年六月七日

日本礦業株式會社

取締役社長  
岡部 楠自 殿

持株會社管理委員會

企業部 第一部長 永井 三郎



過度經濟力集中排除法に基づく手續規則  
第七條の規定による申請承認の件  
四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました  
から御通知します (別紙 附帶條件あり)

一、馬上鉱山事務者社定建設の件  
昭和二十三年一月三十一日

裏面白紙



集排承認企第一三〇六號  
昭和二十三年七月 日

日本鑛業株式會社

紅長  
岡部梅男 殿

株主管理委員會

企業部一部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました

から御通知します

記

副社長 岡部梅男 (印)

一、木戸沢鉱山事業設備増設工事追加の件

(三三三六〇〇日)

裏面白紙



集排承認企第一三〇七號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

北海道炭礦汽船株式會社

取締役會長 吉田 嘉雄 殿

倉庫部 270  
倉庫部 12  
倉庫部 17  
倉庫部 6  
倉庫部 7

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月五日 附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(別紙條件付)

記

一、福住第一倉庫設備工事(貨)の(新)より(旧)第一倉庫(倉庫)及び(中)気修理工場の復旧に流用する件

裏面白紙



集排承認企第一三四八號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本製鉄株式會社

取締役社長 三鬼隆殿

200 4.27  
2.4 5.4  
0.1 6.7

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年四月二十七日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、釜石製鉄所硫酸工場復旧工事計画一部変更  
直営労務費 四九三〇.〇〇円内三〇〇.〇〇円を請員労務費に変更  
別紙付帯條件付

裏面白紙

174



集排承認企第一三四九號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

大同製鋼株式會社  
事務取締役 竹内保資殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年四月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、大江工場自動車修理工場移転の件 八八四九四七、〇〇〇円  
別紙附帶條件付

1974.4.14  
1974.4.14  
1974.4.14  
1974.4.14  
1974.4.14  
1974.4.14  
1974.4.14  
1974.4.14  
1974.4.14  
1974.4.14

裏面白紙



集排承認金第一三五〇號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本鋼管鐵業株式會社

取締役社長 林甚之丞 殿

269 11 10 7  
11 10 7  
11 10 7  
0.1K

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年五月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(別紙條件付)

記

一、群馬鐵業門々属長野原専用側線補修工事

九〇〇,〇〇〇円

裏面白紙



採拵承認企第一三五一號  
昭和二十三年六月七日

日本鑛業株式會社

取締役社長  
岡部楠男 殿

持株會社監理委員會  
企業部一部長 永井三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件

四月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項を承認になりました  
から御通知します  
別紙附帶條件つき

一、白瀧鉱山滑石粉研玉場新設の件  
總予算三八〇〇〇円

裏面白紙



220  
546  
67  
214  
546  
67  
企業  
決定  
OK



集排承認企第一三三二號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

株式會社神戶製鐵所  
取締役社長 河永 三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第 又 條の規定による申請承認の件  
四月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、不動産(建物四件)五畝分。  
譲渡価格三、六、九〇円  
附帯条件削減のあり

裏面白紙





220  
5.67  
4.5.67  
21.康我K  
企起決0

集排承認企第一五三三號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會  
企業第二部長 永井三郎

株式會社神戶製鐵所  
取締役社長 所永三郎殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件

四月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、不動産(土地及建物)を処分

譲渡する場合 三三〇〇〇〇円

附帯案件別紙の通り

裏面白紙

集排承認企第一三五四號

昭和二十三年六月七日

221  
5867  
214  
204  
企起決  
深裁K

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式會社神戶製鐵所  
取締役社長 所永三郎 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件  
四月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、不動産（土地）を以て  
擔保物件として  
附帯条件附けのあり

裏面白紙

238  
5.11  
6.7  
14  
22  
企大決

集排承認企第一三三之七號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式会社神戶製鐵所  
取締役社長 町永三郎

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備(山内工場経費食堂)改修

改修費 三三九、三七七、二〇〇円

附帯条件別紙の通り

裏面白紙

175  
214  
175  
214  
175  
214  
175  
214  
175  
214

集排承認企第一三五下號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

株式會社神戶製鐵所

取締役社長 町永三郎 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件

三月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一 汽罐讓換の件

讓換価額三六〇〇〇円

附帯案件の件

裏面白紙

197  
4.26  
4.30  
6.7  
企214  
起決  
裁決

集排承認企第一三五七號

昭和二十三年 六月 七日

日本銀行株式会社  
取締役長 内田 名 殿

持株會社整理委員會  
企業第二部長 永 井 三 郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件  
四月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一 不動産(土地)譲渡の件。  
譲渡価格 六四六九五円  
附帯条件あり

裏面白紙

198  
426  
8.30  
6.7  
14  
案裁  
起決  
OK



集排承認企第一三五八號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本銀行株主會  
取締役社長 河田重 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第 七 條の三の規定による申請承認の件

四月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、不動産(埋立地)譲渡の件

譲渡価格三二、七七六円

附帯条件あり

裏面白紙

集排承認企第一三五九號

昭和二十三年 六月 八日

植

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

松下電器産業株式會社

社長 松下幸三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第六の條の規定による申請承認の件

四月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、廣野電業新設株式會社  
附帯條件  
金額堅定指置命令及同改訂の案を、御承知を以て、  
特定より金額機關を貸出機關並にを得た

裏面白紙



排 122  
23-5-31  
23-6-2



集排承認企第一三六。號

昭和二十三年 六月 九 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

企業第二部第一課

大映株式會社  
取締役社長 眞鍋八千代 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 八 條の規定による申請承認の件

五月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、臨時株主總會(六月十五日)附議事項

裏面白紙





集排承認企第一三六一號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

片倉工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、企業研究所社賃用住宅買入れ並に附隨構築物、新設

許可金額六六二五。〇円

別添條件付

企業第二部第一課



160

裏面白紙

附 帯 條 件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す、特定の金融機関を  
貸出機関とするを得ない。

裏 面 白 紙



集排承認企第一三六二號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

片倉工業株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、子廠製糸所の事務所の修理費

許可金額 二五三九。二円

別添條件付

企一のチ排 108号  
起 23. 5. 15  
決 23. 5. 20  
GHR 7/jmc OK

企業第二部第一課

裏面白紙

附 帯 條 件

承認は、該計畫實施に要する資金の借入又は預金引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與えたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

資金は金融緊急措置令及び同改正に從つて拂戻しを受けること。

承認された建設、再建又は復舊のための原材料、設備は公定價格で購入のこと。

莫排承認企第一五三三號

北四八号

昭和二十三年六月二日

企業第一部第五課

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

郵券四三〇  
法政五六

三井船舶株式會社

社長 一井保生 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 四 條 の規定による申請承認の件

四月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備の修理(七橋市南港町五之三、重務所修理)許可申請1件  
附帯條件 別 紙  
以上

裏面白紙



集排承認企第一三六四號

昭和二十三年 六月 七日

企業第一部第五



持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

株式會社播磨造船所  
取締役社長 植 村 成 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産處分の件

(株)機械賣却 壹萬貳千円也  
譲受人 木下鉄工所

裏面白紙



集排承認企第一三六五號

昭和二十三年六月七日

企業第一部第五課



持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

株式會社播磨造船所  
取締役社長 横尾 龍 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月三十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、財産処分件

(株)機械賣却 四萬六千円也  
譲受人 有限會社壽會

裏面白紙

集排承認企第一五二六號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成



理研工業株式會社  
取締役社長 加藤德衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七二條の規定による申請承認の件

五月 六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、土地建物賣却の件

附帯條件 別紙を通り

裏面白紙





集排承認金第一三六七號

昭和二十三年六月

廿七日

日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

東亜鑛工業株式會社

殿

取締役社長 米山明一

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

三月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、官許事業所アシニアア自新タンク新設許可申請

(別紙附帯條件附)

裏面白紙

集排承認企第一三六八號

昭和二十三年 六月 七日

企業第一部第五課長

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

古河電氣工業株式會社

取締役 西村 冷造 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月 五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、電線事業經營者懇談會(會費)白紙(昭和二十三年)を以て向來の件  
附帯事件  
金融緊急措置令(同日)の適用を妨げるものあり  
令書は令の趣旨に適合するものあり

裏面白紙

企/03第263号  
23.5.10  
23.5.13

集排承認企第一三六九號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日本タイプライター株式會社  
取締役社長 城木 三省 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月七日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産と処分許可申請書の件  
附帯条件

本印休金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理  
會社である場合には、決て是等備計画に基き支出するを要す。

裏面白紙

業排承認企第一三〇〇號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

日本鐵工業株式會社  
常務取締役 定野道彦殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二條の規定による申請承認の件

五月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記



一、軍事工業設備擴張許可申請書の件（船橋工場附屬病院）  
（シトゲン及手術室の設置）  
 附帯條件  
 承認は設計書が実施に要する資金の借入又は預金引出しに對するものであつて、その計畫書に  
 承認は設計書が実施に要する資金の借入又は預金引出しに對するものであつて、その計畫書に  
 に必要なる材料設備施設に對して優先権を興えたるものと解してはならぬ。  
 既存の關係諸規定方針手續、優先権は何らの影響を受けぬ。  
 資金は金融廳不名指圖書令及同改正に從つて押戻しを受けること。  
 承認された建設、再建又は復旧のため原材料設備は公定價格で購入のこと。

裏面白紙

集排承認企第一三七一號

昭和二十三年 七 月 七 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

川崎産業株式会社

代表取締役 砂野 仁 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月 五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、建物一棟處分の件

(一三三〇八〇〇) 川崎村第一八二号

二、

(五〇四〇〇) 川崎村第一八三号

三、

(八〇七〇〇) 川崎村第一八四号

附帯條件別紙

裏面白紙



集排承認企第一三七ニ號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

川崎産業株式会社

代表取締役 砂野 仁 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條<sup>ハクニ</sup>の規定による申請承認の件

五月 一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、岐阜縣那加町所在の宅地建物十一棟<sup>(三、四、五、六、七、八、九、十、十一)</sup>プロレ一式處分の件  
(三、四、五、六、七、八、九、十、十一)川監秘才一七五号)
  - 二、愛知縣木曾川町所在の建物四棟處分の件<sup>(一、二、三、四)</sup>  
(一、二、三、四)川監秘才一七六号)
  - 三、岐阜市大湫場町所在の宅地四、五、七、七ニ處分の件<sup>(一、二、三、四)</sup>  
(一、二、三、四)川監秘才一七七号)
- 附帯條件別致

裏面白紙



集排承認企第一三七一號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

川産産業株式会社  
代表取締役 砂野 仁殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月 一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、岐阜市青柳町所在の宅地處分の件 (三四九三九一四川監秘第(七八号))
  - 二、愛知縣木曾川町所在の宅地建物周圍取壊處分の件 (八九三〇〇〇〇川監秘第(七九号))
  - 三、徳島市所在の宅地(四八七坪處分の件 (四〇九〇〇〇川監秘第(八〇号))
  - 四、岐阜縣蘇原町所在の建物三棟處分の件 (二五〇〇〇〇川監秘第(八一号))
- 附帯條件別紙

裏面白紙



集排承認企第一三三四號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

川崎産業株式會社

代表取締役 砂野 仁 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、鉦山用炭車又トレーバ人製作工場修繕の件

七、〇〇〇、〇〇〇圓の借入

三三九、六〇〇圓の預金拂戻

一、〇六六、七五〇圓の手持資材の使用

附帶條件別紙

裏面白紙





集排承認企第一三七五號

昭和二十三年七月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日立精機株式会社  
代表取締役 勝岡田正造 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

七月七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、建物一棟 建坪三二坪 處分の件 (七二、〇〇〇坪)  
附帯條件別紙

裏面白紙

集排承認金第一三七六號

昭和二十三年 七月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日立精機株式会社

代表取締役 勝岡正造

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、社名ニセクニシ棟處分ノ件 (七二〇、〇〇〇円)

附帯條件別紙

裏面白紙



集排承認企第一三七七號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日興工業株式會社  
取締役社長 柴垣一志 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條<sup>の三</sup>の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、千葉製作所<sup>の</sup>管釜勃機工場事務所建物一棟處分<sup>の</sup>件 (一五四八、二〇〇四)  
附帯條件別紙

裏面白紙

集排承認企第一三七八號

昭和二十三年 五月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産製作所



取締役 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、新田工場建修費 (三、四〇〇,〇〇〇円)
  - 一、清水工場 (三、一八八,〇〇〇円)
  - 一、(七五八,〇〇〇円)
  - 一、(三、四五〇,〇〇〇円)
- 附市多何 別紙

裏面白紙

附 帯 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である  
場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏 面 白 紙

集排承認企第一三七九號

昭和二十三年 二月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

石川島重工業株式會社

取締役社長 石鳥 晴次 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、普通回転盤外ニ台必分(三七、八八、五四)
- 一、普通回転盤五台必分(五二、五三〇、四)
- 一、普通回転盤外ニ台必分(一〇、八、五五〇、四)
- 一、普通回転盤一、二台必分(六七、五〇〇、四)
- 一、普通回転盤一、二台必分(七七、〇〇〇、四)

附節中件別紙

裏面白紙

附 帯 係 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である  
場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏 面 白 紙

集排承認企第一三八〇號

昭和二十三年 之 月 七 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

株式會社日立製作所



百原貞子 念 白 主 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

五月 十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、日立電機工場下野宮方工場 積振資を追加(二五〇〇,〇〇〇円)
  - 一上 灰系工場電球製造設備を追加(三四〇〇,〇〇〇円)
  - 一上 電球製造追加設備 (一九〇〇,〇〇〇円)
  - 一電 球製造追加設備を追加(三〇四〇,〇〇〇円)
  - 一電 球製造追加設備 (一九〇,〇〇〇円)
- 附 本 字 号 川 紙

裏面白紙



附帯條件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて増減しを受けること。
- 二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定価格で購入のこと。
- 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。  
既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。
- 四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社整理委員會に提出のこと。  
承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）
  - 1 別紙工事進捗狀況報告書の様式による
  - 2 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）
  - 3 計畫の進捗割合
  - 4 完了の時期

様式

工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算

昭和 年 月 日現在(単位千圓)

| 種別 | 項目     | 承認金額<br>(A) | 支拂済金額<br>(B) | 未拂勘定<br>(C) | 承認金額の内未使用分<br>$A - (B + C) = D$ | 承認金額<br>超過見込額 | 備考 |
|----|--------|-------------|--------------|-------------|---------------------------------|---------------|----|
|    | 建物及工作物 |             |              |             |                                 |               |    |
|    | 機械     |             |              |             |                                 |               |    |
|    | 計      |             |              |             |                                 |               |    |

註 1.未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること  
 2.承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記載のこと

(2) 工事進捗状況

| 割合   | 種類 | 建物及工作物 | 機械 | 総合 | 備考 |
|------|----|--------|----|----|----|
| 進捗割合 |    | %      | %  | %  |    |

(3) 完了豫定日

裏面白紙

集排承認企第一三八一號

昭和二十三年六月

廿七日

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

大改商船株式會社  
取締役社長 伊藤武雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の二條の規定による申請承認の件

三月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、名古屋商工會議所 倉庫支辨の件  
附帶條件別紙より

裏面白紙

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

不二越鋼材工業株式會社  
代表取締役 井村 甚吾 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、富山等に於ける土地建物処分件  
(但、別紙條件再)

裏面白紙

附 帯 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社で  
場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。  
賣却価格は許債額一五七四四五円を下まゐらず

裏面白紙

集排承認企第一三八三號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日本電氣株式會社

社長 渡辺 斌 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

式字加

第七條の規定による申請承認の件

五月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、特許権十六権、実用新案権六権を処分する件

裏面白紙

集排承認企第 一三〇號

昭和二十三年 六 月 一 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

日本賣建株式會社

取締役社長

田 中 東 馬 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

三月十六 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、輕金屬製錬會會費支拂の計

附帶條件（別紙）

裏面白紙

6/1 OK  
C



集排承認企第ノ三ノ五號

昭和二十三年 三月 廿七日

倉敷紡績株式會社

事務部長 福井周郎 殿

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十七日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産処分申請書

岐阜市真砂町十三日社交代 一九三三年一月

信託銀行より申請書

以て

12475

裏面白紙



17



附 帶 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏面白紙



集排承認企第一三六號

昭和二十三年 七月 廿八日

倉敷紡績株式会社

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植村 成

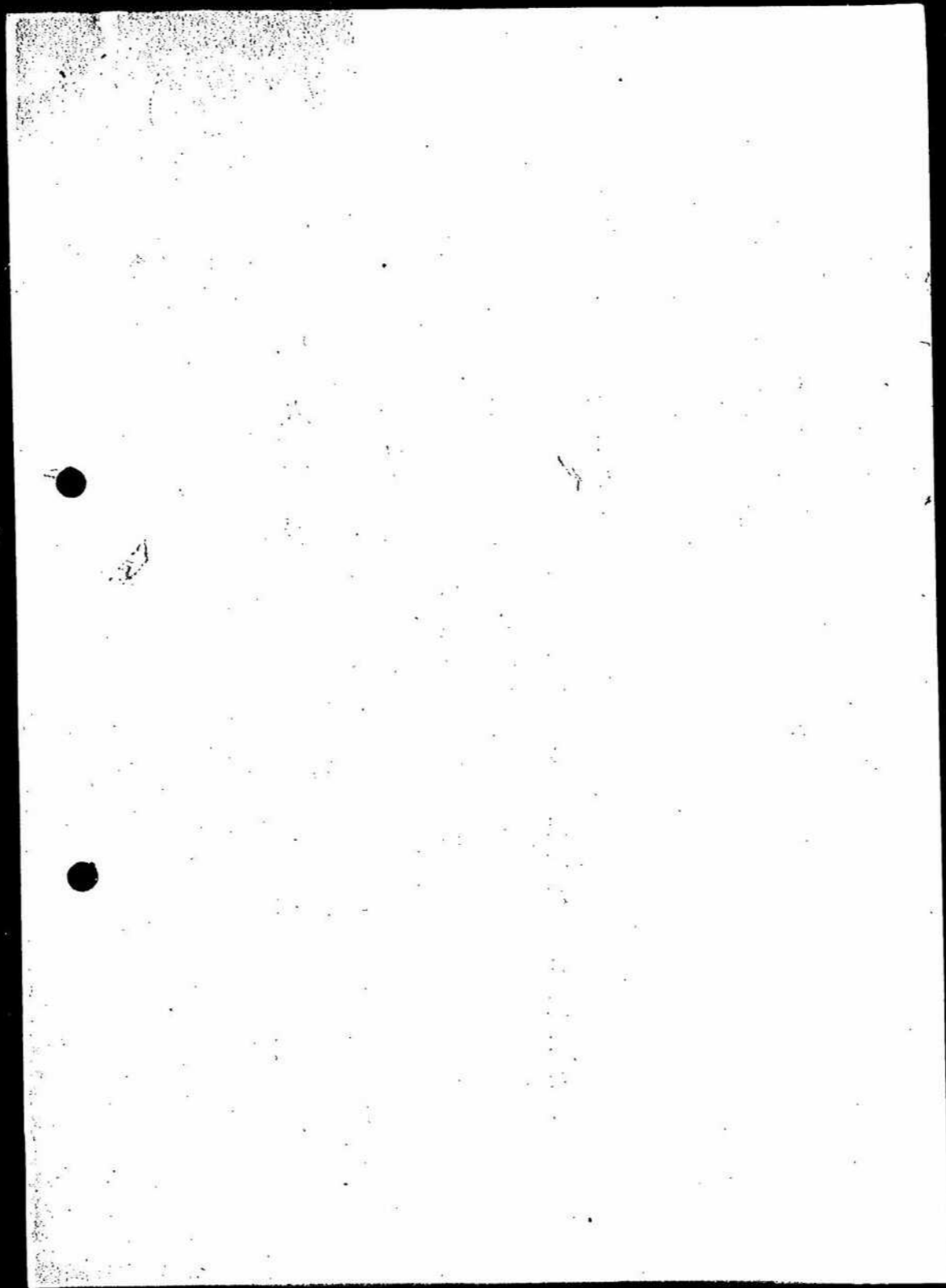
專務取締役 杉野 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件  
四月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、賦課分を許り由指す件  
収算手直の初から十三日付決定地ニニニニニ  
但し、のれより條件と附す

ハニ



附 帶 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏 面 白 紙



莫排承認企第一三八七號

昭和二十三年六月廿七日

會 敷 紡 績 株 式 會 社

專務取締役 村 成 殿

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

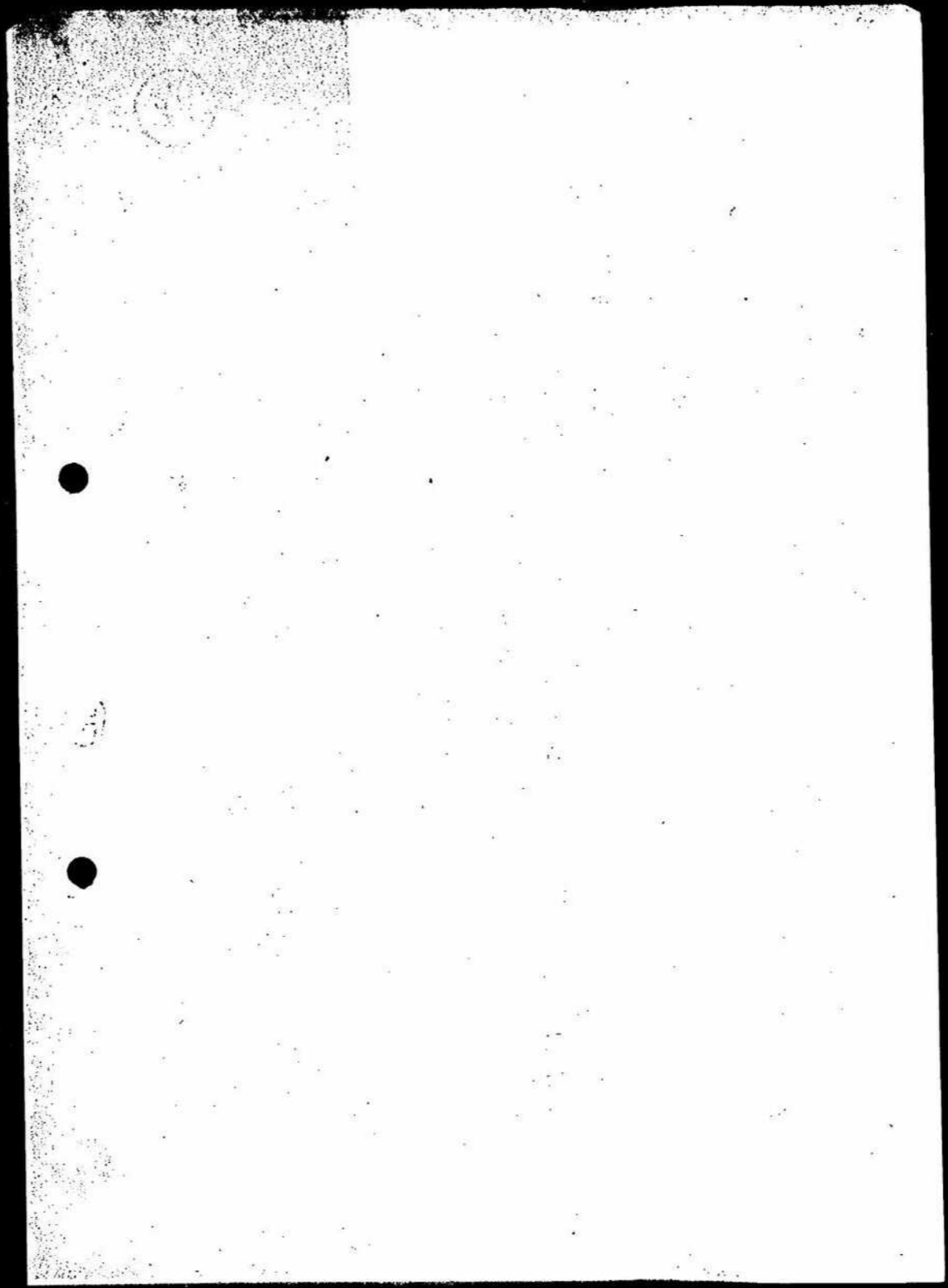
四月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、賦課金引上げの件、  
決算手続引上げの件、  
但し引上げの条件を附す。  
昭和二十三年六月二十七日  
植村成 謹啓





附 帶 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

賣却價格は、評議級一〇七、〇〇〇円と同額なり。

裏 面 白 紙



集排承認企第一三二八ノ號

昭和二十三年七月七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

倉敷紡績株式會社

專務取締役 佐野周郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

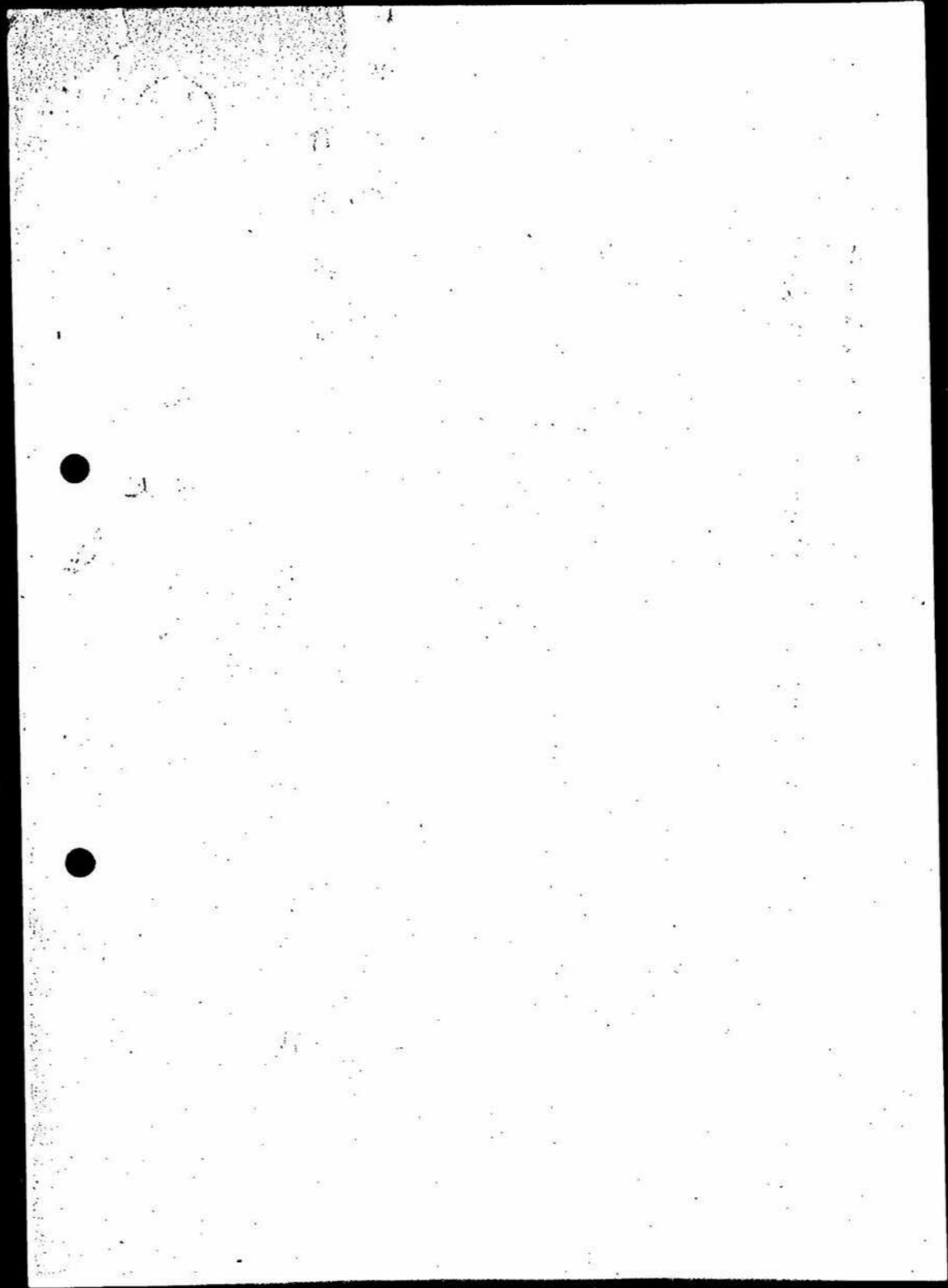
記

一、賦金等引当申渡件

大陽市高田江川橋通より所在後地 一三〇坪 三又

併し前記より申渡件





附 帯 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏面白紙

集排承認企第一五八九號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

五十嵐水産株式會社

取締役會長 五十嵐 豊助 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、目的変更及製氷設備賃借の件

附帯條件

賃借料は月一〇,〇〇〇円なり

契約は賃借人の選擇により解約しう

裏面白紙

243  
4/29  
23. 4. 30

集排承認企第一〇九〇號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

保土ヶ谷化学工業株式會社

取締役社長 磯村乙巳 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、大島工場事務所再建の件

(附帶條件別紙)

裏面白紙

企 213 No 3211  
起 5/14



集排承認企第一三九一號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

日本タイヤ株式會社

取締役社長

石橋 正二郎 殿

企業第二部長 永井 三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一字訂正 五月 八日 附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、久留米工場従業員住宅購入の件(二、〇一八、七五〇圖)

附帶條件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す  
特筆の金融機關を貸出機關とするを得ない

裏面白紙



集排承認企第一三九二號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日新化學工業株式會社

社長 土井 正治 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

二月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、輕金屬製錬會會費支拂の件（月額四〇、〇〇〇圓）

（但し昭和二十二年十二月分より）

附帶條件 金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す

會費は會社の再編成の終了する迄毎月支拂ふこと

裏面白紙





企213 No 203  
起 3/11

集排承認企第一三九三號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日新化學工業株式會社

社長 土井 正治 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月 六日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、大阪製造所春日工場發烟硫酸蒸餾設備復舊の件(二、三〇〇、千円)

附帶條件(別紙)

裏面白紙



集排承認企第一三九四號

昭和二十三年 五月 十日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

企112 368  
起算日 23.5.24  
決裁日 23.6.11

控

北海道酪農協同株式會社  
會長 黒澤 西 花 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 八 條の規定による申請承認の件

五月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、持株會社附置事務承認の件

裏面白紙



集排承認企第一三九五號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

日本窒素肥料株式會社

企業第二部長 永井三郎

取締役社長

北山恒殿

#307  
23.5.1  
23.5.22

企一三  
起業  
承裁

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條<sup>の二</sup>の規定による申請承認の件

五月八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、水俣カーバイト工場石灰石捲揚室建物及石灰釜作業場建物を解体  
し原料倉庫を補修する件  
附帶條件一別紙の通り

裏面白紙

集排承認企第一三九六號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

日本窒素肥料株式會社

企業第二部長 永井三郎

取締役社長

北山恒殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條<sup>の二</sup>の規定による申請承認の件

五月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、内大臣川發電所の綠川吊橋架設工事及び水槽改良工事施行の件  
附帶條件一別紙の通り

企一三 11537  
起 23.5.19  
決 23.5.21

裏面白紙

集排承認企第一三九七號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植村 成



株式會社小松製作所  
取締役社長河合良成 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

四月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産函分の件（林正則）外六名に對する定地建物の売却價額八五〇、〇〇〇円  
附帯條件として金は直ちに銀行勘定に預けられ、特別控除金及び  
ある場合には決定額（附録）に基き支払するを要す以上

裏面白紙



集排承認企第一三九八號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長 新聞広作 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月二十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、特許権実用新案四八件拋棄の件

裏面白紙

集排承認企第一三九九號

昭和二十三年 二月 七日



持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東洋電機株式会社  
取締役社長 新南云作殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、堀川町工場に子ノ下線製造設備拡張の件(費用一、九二〇、〇円)  
在件別納

裏面白紙



集排承認余第一四〇六號

昭和二十三年 七月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

# 東京電氣株式會社

取締役社長 新向 広作 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

- 一、湘千工場鑄型軟煤爐修理の件（費用一四七五七円）  
陶葺系件 別紙

裏面白紙



集排承認企第一〇一號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

### 東京電力株式會社

取締役社長 新南広作 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、今治工場受電専用線工事の件（費用三〇六五四三円）

条件別紙

裏面白紙



集排承認企第一四〇二號

昭和二十三年 五月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京酒造株式會社

取締役社長 新岡云作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、三五%賦課機整理の件(費用四八三六五円二角)

本件別紙

裏面白紙





集排承認金第一四〇三號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

### 三菱重工業株式會社

取締役社長 新岡広作 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、山口營業所、並、難後防設備費支出の件 (費用二五、一四〇円)
- 二、細工工場社定修理費支出の件 (一〇、四七〇円)
- 三、川口工場ローター機保屋装置改修の件 (一、一六〇〇円)

各件別紙

裏面白紙



集排承認企第一四〇四號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東京電氣株式會社

取締役社長 新岡 六作 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

- 一、大井川工場事業設備復旧の件 (費用 二五四七、八〇〇円)
- 各件 別紙

裏面白紙





集排承認企第一四〇五號

昭和二十三年 六月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長 新南広作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、前橋工場復旧工事費支出の件 (費用九四五八円二角)

条件 別紙

裏面白紙



企1,2 403  
起案日 23. 6. 7  
決裁日 23. 6. 9.



集排承認企第一四〇六號

昭和二十三年 六月 九 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

大日本セルロイト株式会社  
取締役社長  
西宗 茂 二 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 八 條の規定による申請承認の件

六月 三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します(但し附帯條件あり)

記

一、従業員賞與支給ノ件

裏面白紙

集排承認企第一四〇七號

昭和二十三年六月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

企203 No. 245  
起 4/24

日本タイヤ株式會社  
取締役社長 石橋正二郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、久留米工場大和寮炊事場増築の件（六一三、三五一四）

附帶條件  
別紙の通り

裏面白紙



203 1250 4/24 4/30



集排承認金第一四〇八號

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

日產化學工業株式會社

企業第二部長 永井 三郎

取締役社長

黒部 貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

四月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、兵庫工場マーガリン製造設備改良(工事費三六二、四〇〇圓)の件

附帶條件

別紙

裏面白紙





集排承認金第一四〇九號

昭和二十三年 七 月 七 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

三菱重工業株式会社

取締役社長 岡野 保次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

〃月 〃日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、横浜市所在宅地購入の件 (四月十九日附申請 菱特経才二号)
- 二、かみ溶接機處分の件 (四月二十六日附申請 菱特経才三号)
- 三、建物系處分の件 (四月二十六日附申請 菱特経才三号)
- 四、宅地及建物處分の件 (四月二十六日附申請 菱特経才三号)

附帯條件 別紙

裏面白紙

集排承認企第一〇〇〇號

昭和二十三年六月十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日産理化学工業株式会社

取締役社長 高橋直行 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

五月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従業員退職金支給の件(四九三、八五五)



裏面白紙



昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

控

大映  
日活  
東映  
私訂  
小私  
日本

殿

茲に御社の集排手續規則第七條（第七條の註）に基く資本増加許可に關し付せられた條件は左記の通り變更になりましたから此段御通知します。

記

マすべての新株應募者に對し次の點を熟知せしむること。當該新株式の發行會社たる當社は再編成されるかも知れず、その場合には再編成が完了する迄は當社の株式の價格は保證出來な

ス旨

ニ發行會社は株式を交付した日から十日以内に次の事項を證券處理調整協議會に報告すること。  
買受人の氏名、各人の買受株式數、賣却價格、買受人別の株式所有比率

ニ新株の割當計畫の明細、公告及び引受勸誘文は事前に當委員會に提出して承認を求めること。

以上

伊予郡分一四一六号

昭和二十三年六月七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



日清紡績株式會社 殿

茲に御社の集排手續規則第七條(第七條の二)に基<sup>ん</sup>資本増加許可に關し付せられた條件は左記の通り變更になりましたから此段御通知します。

記

一 すべての新株應募者に對し次の點を熟知せしむること。當該新株式の發行會社たる當社は再編成されるかも知れず、その場合には再編成が完了する迄は當社の株式の價格は保證出來な

す旨

ニ 發行會社は株式を交付した日から十日以内に次の事項を證券處理調整協議會に報告すること。  
買受人の氏名、各人の買受株式數、賣却價格、買受人別の株式所有比率

三 新株の割當計畫の明細、公告及び引受勸誘文は事前に當委員會に提出して承認を求めること。

以上

伊予郡分一四一六号

集排承認企第一四二八號

昭和二十三年六月十四日



日清製粉株式会社  
取締役社長 正田 英三郎 殿

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 一 條の規定による申請承認の件

五月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します 但新株の割当計画の明細、公告及引受

記

勧誘文は予め当委員会に提出して承認を求めらるべし

一、資本増加の件 (含観具工場復旧工事の件)

裏面白紙

集排承認企第一四一九號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成



大日本セメント株式會社  
取締役社長 西宗茂 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します (資本増加の件については附帯條件つき)

記

一、未拂込株金徴収の件

一、資本増加の件

条件、新株の割当計画の明細、公告及び引受勧誘文は事前は当委員会に提出して承認を求めらるること

裏面白紙



集排承認企第一四二〇號

昭和二十三年 六月 十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

明治製菓株式會社  
取締役社長 中川 蒼 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

五月十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、資本増加 及定款変更の件

附帯條件

新株の割当計画の附帯公告及び引受勧誘文は  
事前の審判委員會に提出して承認を仰ぐこと

裏面白紙



在ニ一 排 110  
 起業 23-5-19  
 法裁 23-5-24  
 G.H.Q. O.K. 23-6-14

集排承認企第一〇〇一號

昭和二十三年六月十四日

企業第二部第一課

持株會社整理委員會  
 企業第二部長 永井 三郎

東亞紡織株式會社  
 取締役社長 伏屋浩介 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
 第七條の規定による申請承認の件  
 五月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
 ましたから御通知します

記

一、泊工場毛糸製造設備復旧の件 (土地購入 四四、七九三、〇〇〇円)  
 (工場復旧)

附帯條件  
 金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す、特定の  
 金融機関を貸出機関とするを得ない。

裏面白紙

293 236 4/23  
4/27



集排承認企第一四二二號

昭和二十三年五月二十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日産化学工業株式會社

取締役社長

黒部 貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二 條の規定による申請承認の件

四月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、木津川工場従業員宿舍購入（購入價格ニ〇〇〇〇圓）の件

附帶條件

別紙

裏面白紙





昭和二十三年 四月二十八日

集排承認金第一四三三號

昭和二十三年 六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

中國鐵道株式會社

取締役社長 佐々木義房殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、本別当麻原村工場復旧工事許可申請書

(行号第甲九三三八二二〇日)

附添件ナ一別紙

裏面白紙







昭和二十三年六月十四日

集排承認企第一四二四號

昭和二十三年 六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

日本紙業株式會社  
取締役社長 坂田 義雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、都立工場後日工業會用一三九六、〇〇〇(四)許可申請の件

附帯條件一別紙、通り

裏面白紙

企ニカ一カ排 93号  
起字 23.5.1  
付裁 23.5.6.

集排承認企第一四二五號

昭和二十三年 六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東洋レーヨン株式會社

常務取締役 木林 信明 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二の規定による申請承認の件

四月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、愛知工場、愛媛工場スフ紡績設備復元の件(所要復金二四九五四、三三二円)

附帯條件別紙の通り

裏面白紙

企ニカ一カ研 112.3  
起算 23.5.20  
決算 23.5.24

集排承認金第一四三六號

昭和二十三年 六月 十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東洋レーヨン株式會社

常務取締役 本林 信明 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、廣島工場二硫化炭素製造粗製炉設備改良(所要資金三三〇,〇〇〇円)

附帯條件別紙を通す

裏面白紙



570  
23.6.9  
23.6.19  
控

集排承認企第一四三七號

昭和二十三年六月十六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

日平産業株式會社  
取締役社長 松村俊三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

四月十日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、昭和二十二年分経業員賞與支給の件

裏面白紙

企112 410

現行 23. 6. 12  
決議 23. 6. 15

集排承認企第一四二八號

昭和二十三年六月十五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



日本製粉株式會社  
取締役社長 赤木 栄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

六月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、従業員賞与支給の件（但職員の令を含まず）

裏面白紙

集排承認企第一四二九號

昭和二十三年 六 月 十 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

トクメ自動車工業株式會社  
常務取締役 西村 小六郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の二 條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産処分許可申請の件（尾崎工場処分）

附帯條件

売却代金は直ちに各社が銀行勘定に預金すること、特別整理會社である場合には、決算整備計画に基き支出するを要する。売却價格は評價額二五五〇〇〇〇円と同額なること。

裏面白紙

集排承認企第一四三〇號

昭和二十三年之月十四日



持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式會社日立製作所

取締役長 倉田主税 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、清水工場緊急増修（五、三〇〇千円）  
附帯増修別帳

裏面白紙

集排承認企第一四三一號

昭和二十三年 八月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



株式會社日立製作所

取締役長 名田 主 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、美松工場を以て和成改修仰振此 (四六五七〇〇円)
  - 一、日立工場の工機修繕並にパイプ室改修 (四六〇〇〇〇円)
  - 一、日立工場の住居施設工事 (八三〇〇〇〇円)
  - 一、清水工場の風管葺取 (三二〇〇〇〇円)
  - 一、キヤノンエンジニアリング社外特許 (三三七〇〇〇円)
  - 一、單張封止機外特許 (三三〇〇〇〇円)
- 附第身印判魚

裏面白紙





集排承認企第一四三二號

昭和二十三年六月十四日

企業第一部第五課長

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成



住友電氣工業株式會社  
社長 岸 要 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

- 一、日本電氣協會 昭和二十三年六月十四日 三三〇月
  - 電氣協同研究會 同 五〇〇月
  - 大阪実業教育協會 同 五〇〇月
  - 附帯條件別紙二通
- 互拂

裏面白紙

附 帶 條 件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す、特定の金融機關を  
貸出機關とするを得ない。  
金融緊急令の再編成を終了し、速に毎月額を支拂ふこと

裏面白紙

集排承認企第一四三三號

昭和二十三年六月十四日

第一部第五課長

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

住友電氣工業株式會社

社長 岸 泉 殿

印 (Seal)

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、昭和二十三年六月十四日附貴社より申請された「住友電氣工業株式會社」の申請書類を添付する。

裏面白紙

附 帶 條 件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す、特定の金融機関を  
貸出機関とするを得ない。

會社は會社の再編成を終了する迄毎月月額を支拂ふこと。

裏面白紙

集排承認企第一四三四號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

(控)

理研工業株式会社  
取締役社長 加藤 徳衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、平井工場水害補修工事の件  
附帯條件 別紙を通り

裏面白紙

(控)

集排承認金第一四三五號

昭和二十三年 六月 十五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

理研工業株式会社  
取締役社長 加藤 徳衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月 五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、木根川工場水害補修工事の件  
附帯條件 別紙の通り

裏面白紙

(控)

集排承認企第一四三六號

昭和二十三年 六月 十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

理研工業株式會社  
取締役社長 加藤徳衛 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

二月 九日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、平井工場屋根補修工事の件  
附帯條件別紙を通り

裏面白紙

集排承認企第一四三七號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

控

松下電工株式會社  
取締役社長丹羽治殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、土地賃貸の件

附帯條件

賃貸契約の賃貸人の選取、解除、賃料の直り、銀引勘定、預金下り、こと、

裏面白紙



集排承認企第一四三八號

昭和二十三年 六月十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

沖電気株式会社  
取締役社長 井上良治殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

四 月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、電気通信協會々費支払の件

附帯條件

金融緊急措置令及同改正の基き拂戻を受ずると要す  
会費は会社の再編成の終了す迄毎月、月額を支拂ふこと

裏面白紙

控



集排承認企第一四三九號

昭和二十三年 六月 十四日

企業第一部第五課



持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

株式會社播磨造船所

取締役社長 横尾

龍

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、白梅券購入の件

(註) 購入價格四九五七五〇円也

裏面白紙



集排承認企第一四四〇號

昭和二十三年 六月十四日

企業部第五課

(印)

74

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

株式會社播磨造船所

取締役社長

横尾

藤

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備復旧の件

(註)復旧費一〇、一六八六、六円也第一封鎖より除去

裏面白紙



集排承認企第一四四一號

昭和二十三年六月十四日

企業部 第五課



持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

三井造船株式會社  
取締役社長 加藤五一

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條<sup>の七</sup>の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、財産處分の件

(註)土地建物附屬建物 (曾根寮) 賣却  
譲渡價格 三〇〇,〇〇〇円也

裏面白紙



業排承認企第一四四三號

昭和二十三年六月十七日

企業第一部第五課



持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 成

東亜鑛工業株式會社

殿

取締役社長 米山明一

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

三月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、田花鑛山水害復旧工事許可申請

(別紙附帯條件附)

裏面白紙



集排承認企第一四四四號

昭和二十三年六月十六日

企業第一部第五課



持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

東亜礦工株式會社 殿

取締役社長 兼山明一

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第 七 條の規定による申請承認の件  
三月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、宮古事業所が客復旧工事許可申請

(別紙附帯條件附)

裏面白紙



集排承認企第一四四五號

昭和二十三年 六月 十四日

持株會社整理委員會

東京芝浦電氣株式會社

企業第二部長 永井 三郎

取締役社長 北岡 六作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

五月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、本社従業員社宛移轉物件 (三〇〇〇〇円)

裏面白紙



集排承認企第一四四六號

昭和二十三年 六月 十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長 鈴木 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、(三重工場)輝炭小屋増築の件

(四七八三〇円)

裏面白紙





集排承認企第一四〇七號

昭和二十三年 六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長 新開 広作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月二十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、(三重工場)工場屋根修理の件 (三五四、五六月)

裏面白紙



集排承認企第一四四八號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長 新開 広作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、堀川工場設備拡張の件

(一〇〇、〇九六円)

裏面白紙



集排承認企第 四四九號

昭和二十三年 六 月 十四 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

三菱電機株式會社  
常務取締役 関 義 長 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請承認の件

五月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備社内移転の件（移転費 三五、〇〇〇円）  
條件別紙添附

裏面白紙

66



集排承認企第一四五〇號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三菱電機

常務取締役 関 義長 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、伊丹製作所車輛費圧器工場設備改良の件（一、三、七九、五七〇月）  
條件別紙添附

裏面白紙



集排承認企第一四五一號

昭和二十三年 二月 十日 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日新冷蔵株式会社  
取締役  
社長 林 準 三 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

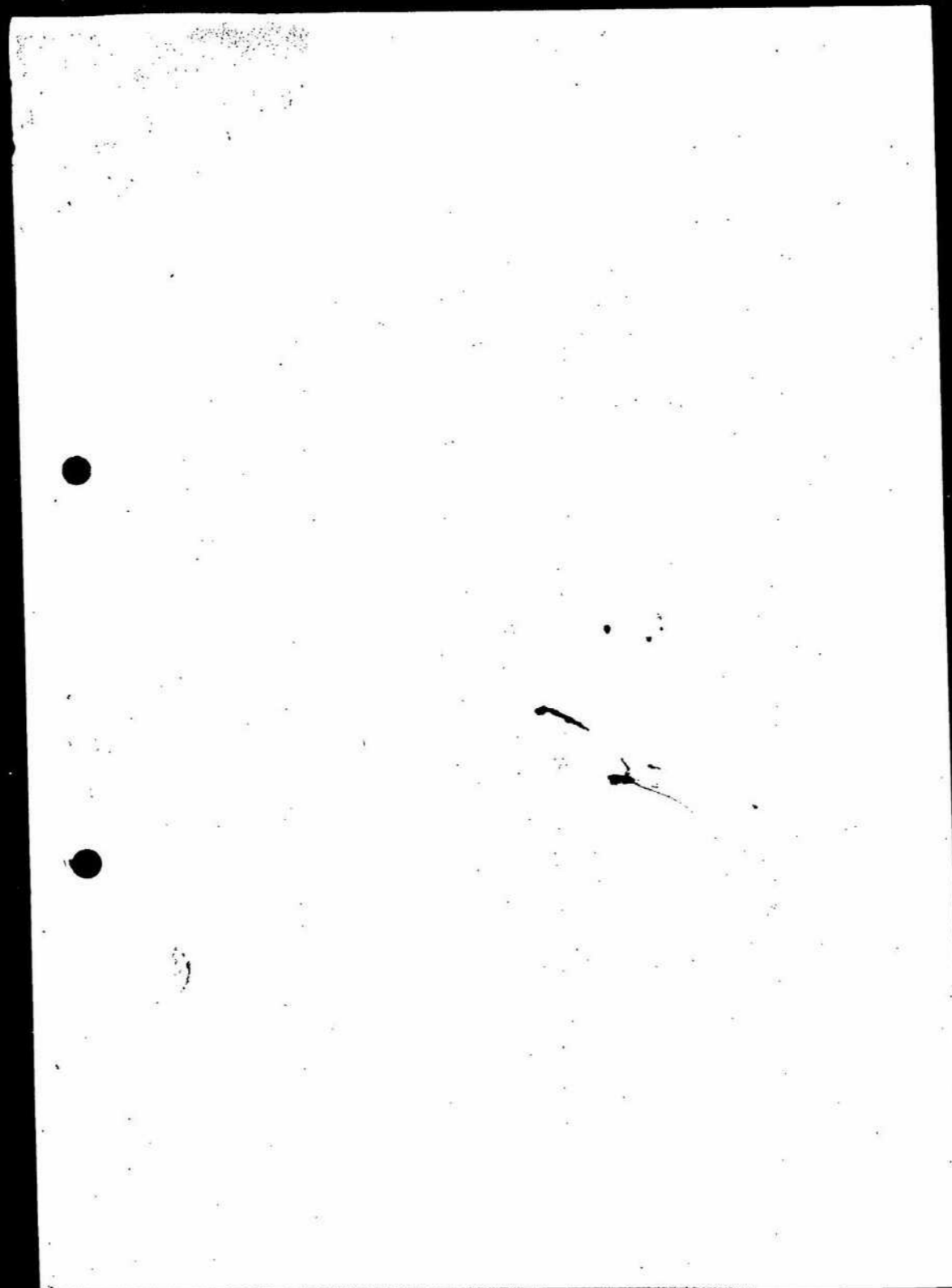
第七條の規定による申請承認の件

四月二十七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、宇品陸軍軍需部注冊部注冊第壹拾一號(買入及償却四九三〇、五〇五〇)米封鎖手金  
別紙封鎖手金



八  
附 帶 條 件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す、特定の金融機関を  
貸出機関とするを得ない。

裏面白紙

集排承認企第一四五二號

昭和二十三年 六月 十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長

植

村

成

控

大洋興業株式會社

代表取締役 丸尾信一

殿

ニ字押入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

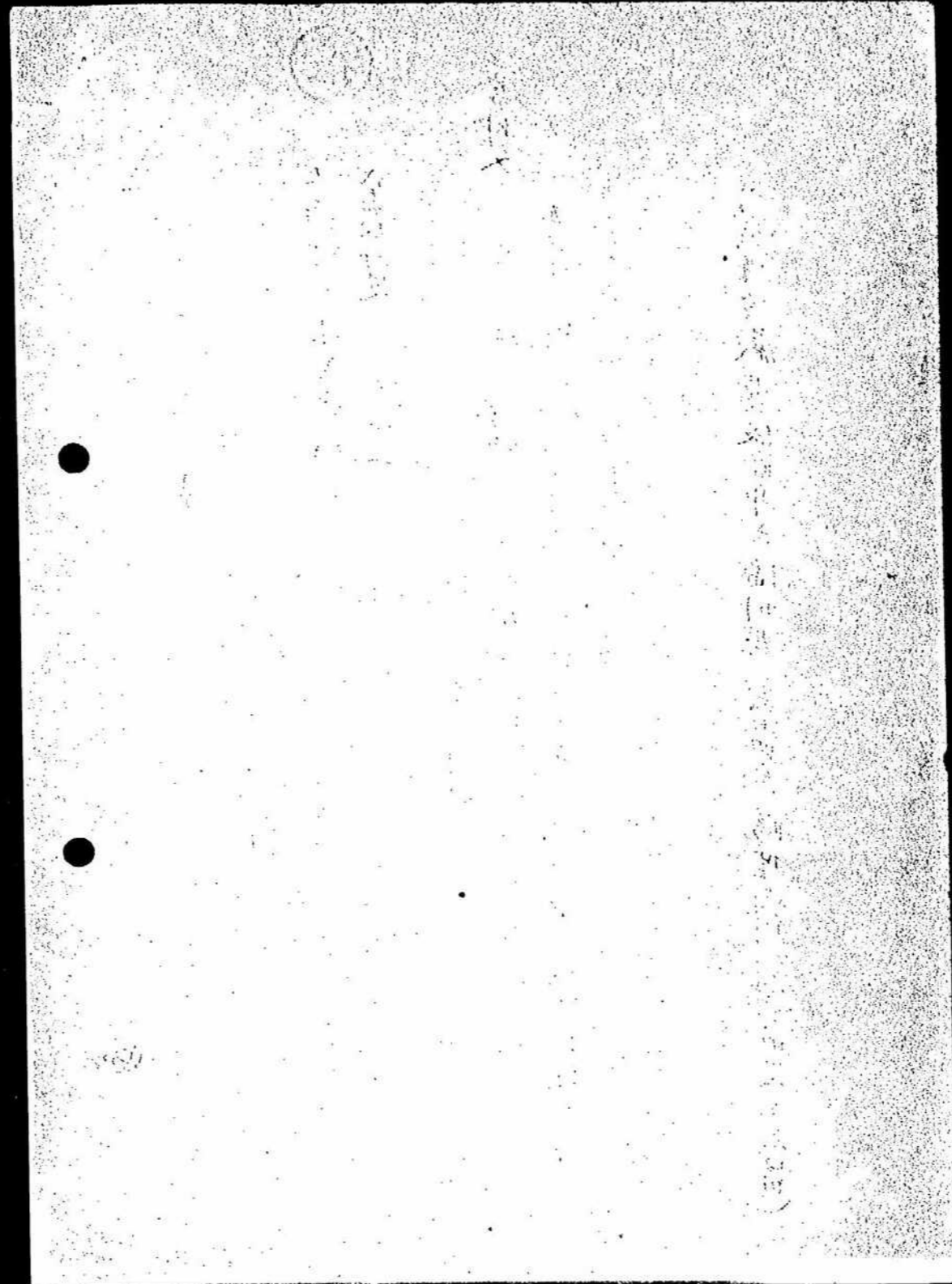
五月七日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、冷凍冷蔵運搬船中六播州丸(六七四屯)修理の件(二四三九六四田)





附帯條件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。
  - 二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。
  - 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。  
既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。
  - 四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社整理委員會に提出のこと。  
承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）
    - 一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による。
    - 二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）
2. 計畫の進捗割合

様式 工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算 昭和 年 月 日現在(単位千円)

| 種別     | 承認金額<br>(A) | 支払済金額<br>(B) | 未拂勘定<br>(C) | 承認金額の内未使用分<br>$A - (B + C) = D$ | 承認金額超過見込額 | 備考 |
|--------|-------------|--------------|-------------|---------------------------------|-----------|----|
| 建物及工作物 |             |              |             |                                 |           |    |
| 機 械    |             |              |             |                                 |           |    |
| 計      |             |              |             |                                 |           |    |

註 1. 未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること  
 2. 承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記述のこと

(2) 工事進捗状況

| 割合   | 建物及工作物 | 機 械 | 綜 合 | 備 考 |
|------|--------|-----|-----|-----|
| 進捗割合 | %      | %   | %   |     |

(3) 完了豫定日

裏面白紙

様式 工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算 昭和 年 月 日現在(単位千円)

| 種別 | 項目     | 承認金額<br>(A) | 支払済金額<br>(B) | 未拂物<br>(C) | 承認金額の内未使用分<br>$A - (B + C) = D$ | 承認金額<br>超過見込額 | 備考 |
|----|--------|-------------|--------------|------------|---------------------------------|---------------|----|
|    | 建物及工作物 |             |              |            |                                 |               |    |
|    | 機 械    |             |              |            |                                 |               |    |
|    | 計      |             |              |            |                                 |               |    |

註 1.未拂物等は帳簿上債務として計上されたものを記入すること  
2.承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記述のこと

(2) 工事進捗状況

| 種 類  | 建物及工作物 | 機 械 | 綜 合 | 備 考 |
|------|--------|-----|-----|-----|
| 進捗割合 | %      | %   | %   |     |

(3) 完了豫定日

裏面白紙

集排承認企第一四五三號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成



大洋興業株式會社

代表取締役 丸尾 信一

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

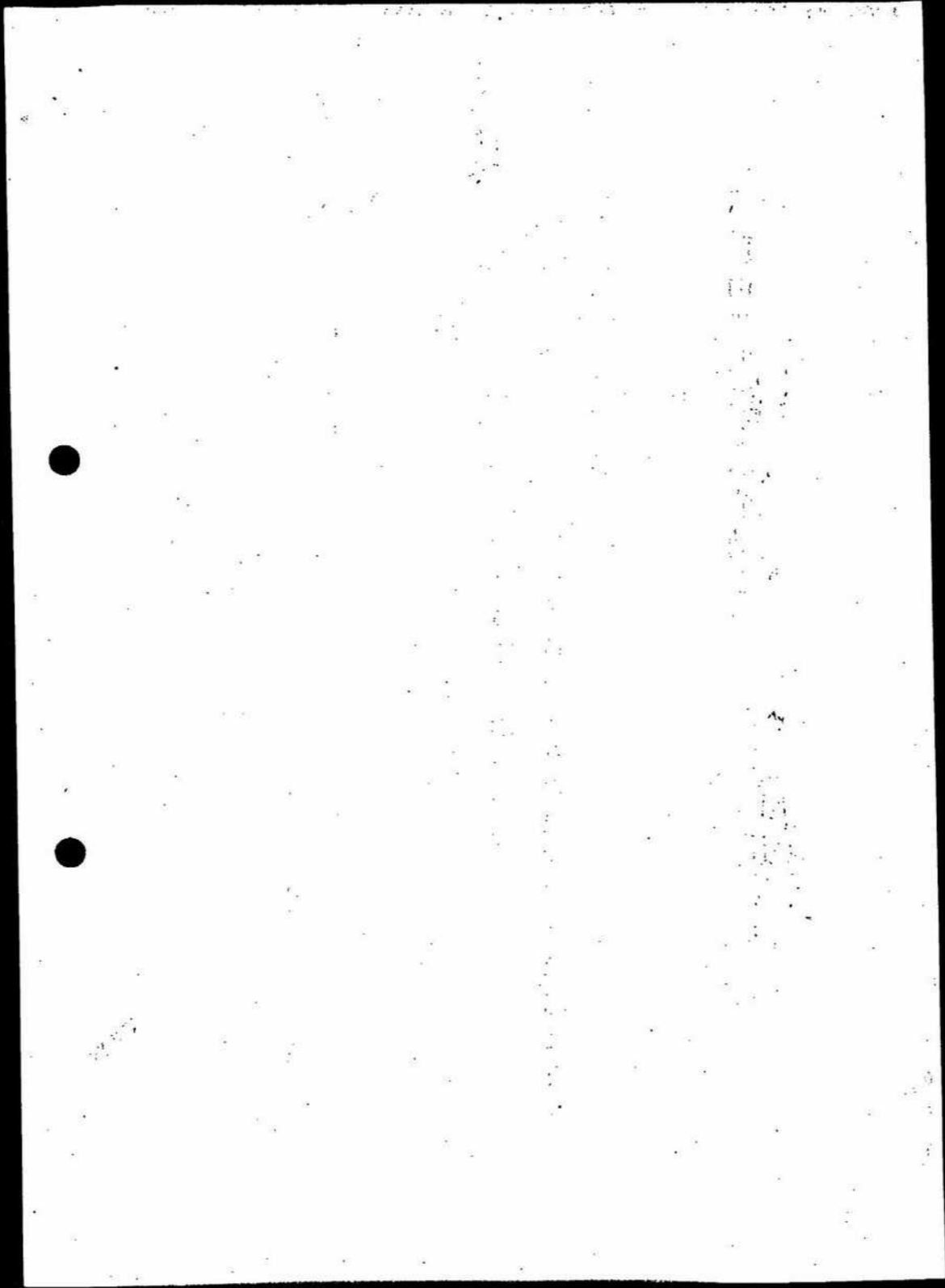
第七條の規定による申請承認の件

ニ事仲入

四月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、鯨肉運搬船兼小型捕鯨母船(三五〇吨)建造の件



附帯條件

- 一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。
  - 二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料や設備は、公定價格で購入のこと。
  - 三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。
  - 四 既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。
  - 五 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社整理委員會に提出のこと。
- 承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）
- 一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による
  - 二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂済及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）
- 2 計畫の進捗割合

様式 工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算 昭和 年 月 日現在(単位千円)

| 種別     | 承認金額<br>(A) | 支拂済金額<br>(B) | 未拂勘定<br>(C) | 承認金額の内未使用分<br>$A - (B + C) = D$ | 承認金額<br>超過見込額 | 備考 |
|--------|-------------|--------------|-------------|---------------------------------|---------------|----|
| 建物及工作物 |             |              |             |                                 |               |    |
| 機 械    |             |              |             |                                 |               |    |
| 計      |             |              |             |                                 |               |    |

註 1.未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること  
 2.承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記述のこと

(2) 工事進捗状況

| 種 類  | 建物及工作物 | 機 械 | 綜 合 | 備 考 |
|------|--------|-----|-----|-----|
| 進捗割合 | %      | %   | %   |     |

(3) 完了予定日

裏面白紙





集排承認第一四五四號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

大和紡績株式會社  
取締役社長 加藤 正人

殿

ニ字押入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件

五月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、日本赤十字社へり寄附金申請件 (一〇、〇〇〇円)  
附帯條件  
予金引去は金融緊急措置令並にその改正に従ふこと

裏面白紙



集排承認企第一四三五號

昭和二十三年 六月 十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

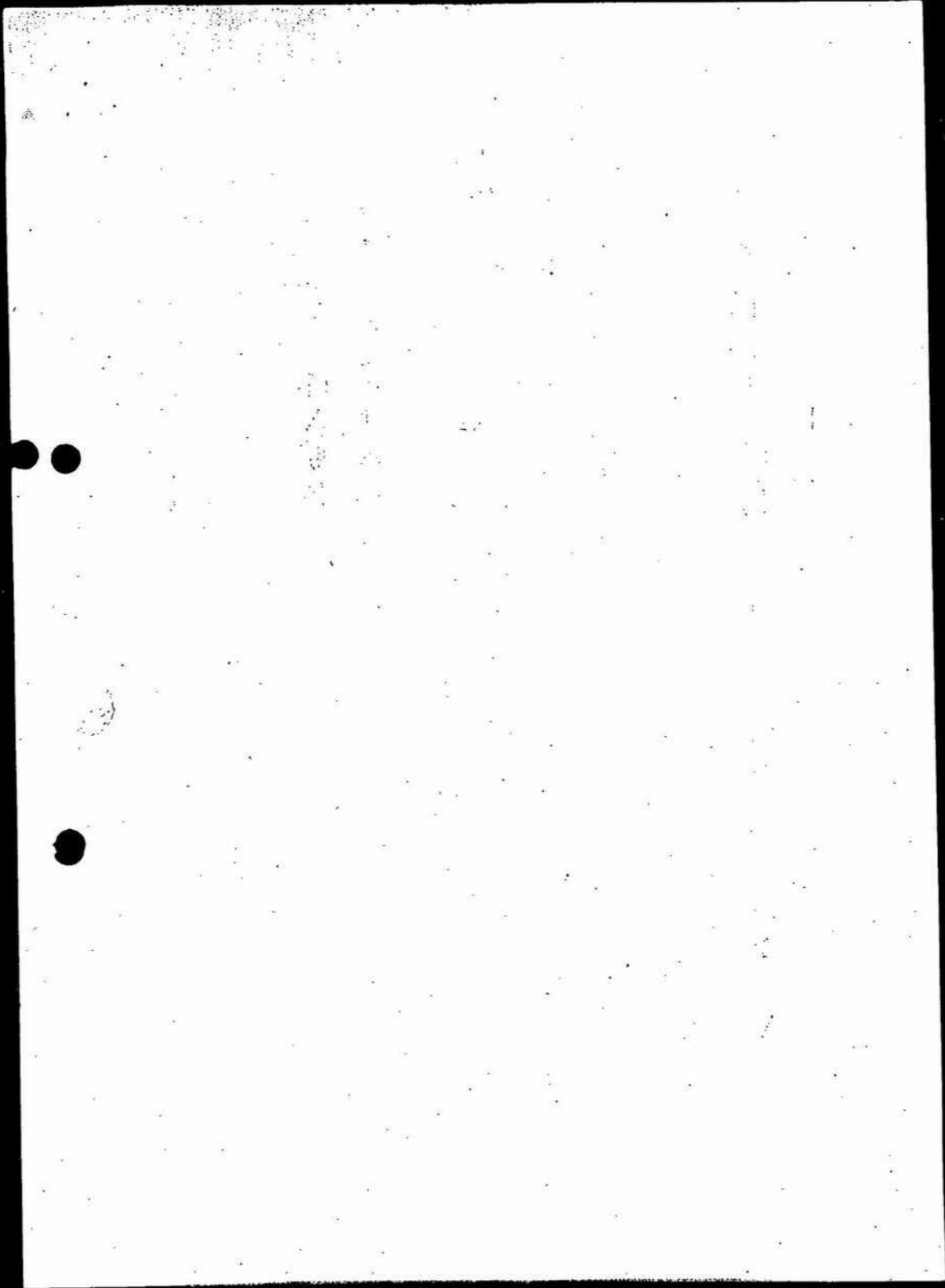
大和紡績株式會社  
取締役社長 加藤 正人 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請承認の件

ニ生挿入  
月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、舞鶴喜多工場敷地一部と處分の件 (四三三八八号)  
但附帯條件付



附 帯 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏面白紙



集排承認第一四五六號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

富士紡績株式會社

取締役社長 堀 文 平 殿

ニ字押入

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第 七 條の規定による申請承認の件  
月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、豊後工場外五ヶ工場より新規設備及之の購入費(五、五〇〇、〇〇〇円)  
予金引出申請の件

裏面白紙

附 帶 條 件

金融緊急措置令及同改正に基き拂戻を受けるを要す、特定の金融機関を貸出機関とするを得ない。

裏面白紙



集排承認企第一四五七號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日車紡績株式會社

取締役社長内藤圓治

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

ニ号挿入

第七條の規定による申請承認の件

三月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、日本絹人絹織物工業會織物厚糸配給手数料上げ

(三三、七四、八四、三八)

裏面白紙

集排承認企第一四三八號

昭和二十三年十一月十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成

昭和産業株式會社  
代表取締役 須見 善二 殿

控

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知いたします但別紙附帯条件付

記

一、上尾工場従業員社宅購入の件

裏面白紙





企一 分非 86号  
23. 4. 27  
23. 5. 4

集排承認企第一四九九號

昭和二十三年 六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日産株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備改良及新設の件  
但し別紙附帯條件を附す

裏面白紙

附帯條件

一 資金は金融緊急措置令及び同改正に従つて拂戻しを受けること。

二 承認された建設、再建又は復舊のための原材料設備は公定價格で購入のこと。

三 この承認は當該計畫實施に要する資金の借入又は預金の引出しに對するものであつて、その計畫實施に必要な原材料、設備、施設に對して優先權を與へたものと解してはならない。

既存の關係諸規定、方針、手續、優先權は何らの影響を受けない。

四 左記報告書（英文五通和文三通）を持株會社整理委員會に提出のこと。

承認された建設、再建又は復舊の進捗狀況に關する左記内容の報告書（司令部承認の日から九十日以内に提出のこと）

一 別紙工事進捗狀況報告書の様式による

二 當該計畫のため承認された完全な資金計算書（支拂濟及び未拂勘定別に）及び計畫完了までに要する今後の支出見込額（承認金額を超過する見込額）

三 計畫の進捗割合

四 完了予定日

様式 工事進捗状況報告書

(1) 工事費支出計算 昭和 年 月 日現在(単位千円)

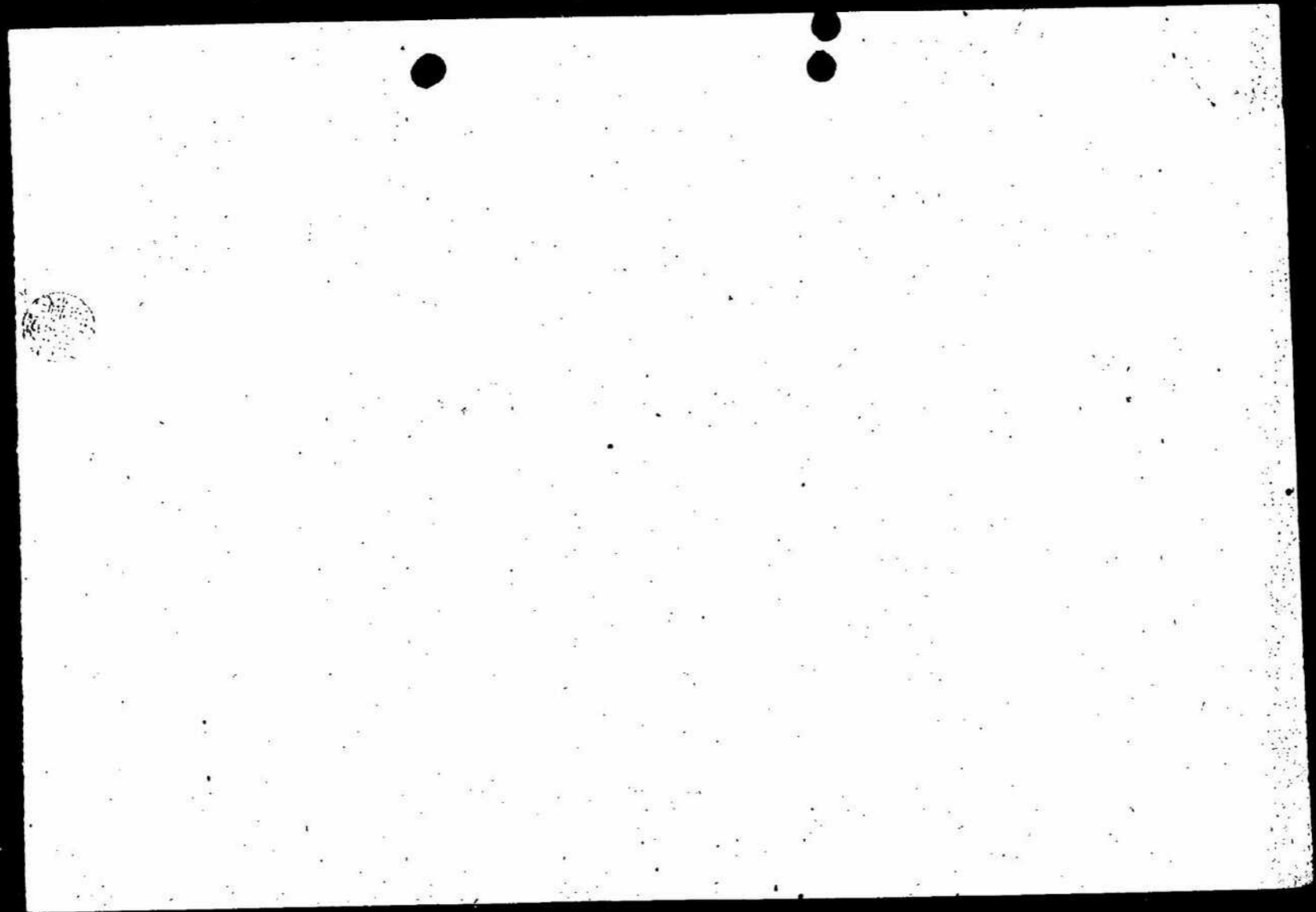
| 項 目<br>種 別 | 承認金額<br>(A) | 支拂済金額<br>(B) | 未拂勘定<br>(C) | 承認金額の内<br>未使用分<br>A-(B-C) | 承認金額<br>超過見込額 | 備 考 |
|------------|-------------|--------------|-------------|---------------------------|---------------|-----|
| 建物及工作物     |             |              |             |                           |               |     |
| 機 械        |             |              |             |                           |               |     |
| 計          |             |              |             |                           |               |     |

註 1.未拂勘定は帳簿上債務として計上されたものを記入すること  
 2.承認金額超過見込額については早急に追加申請をすること及び其の旨を備考欄に記述のこと

(2) 工事進捗状況

| 種 類  | 建物及工作物 | 機 械 | 綜 合 | 備 考 |
|------|--------|-----|-----|-----|
| 進捗割合 | %      | %   | %   |     |

(3) 完了豫定日



集排承認企第一四六號

昭和二十三年 六月 十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村

成



南洋商環株式会社  
取締役 阿部 孝次郎 殿

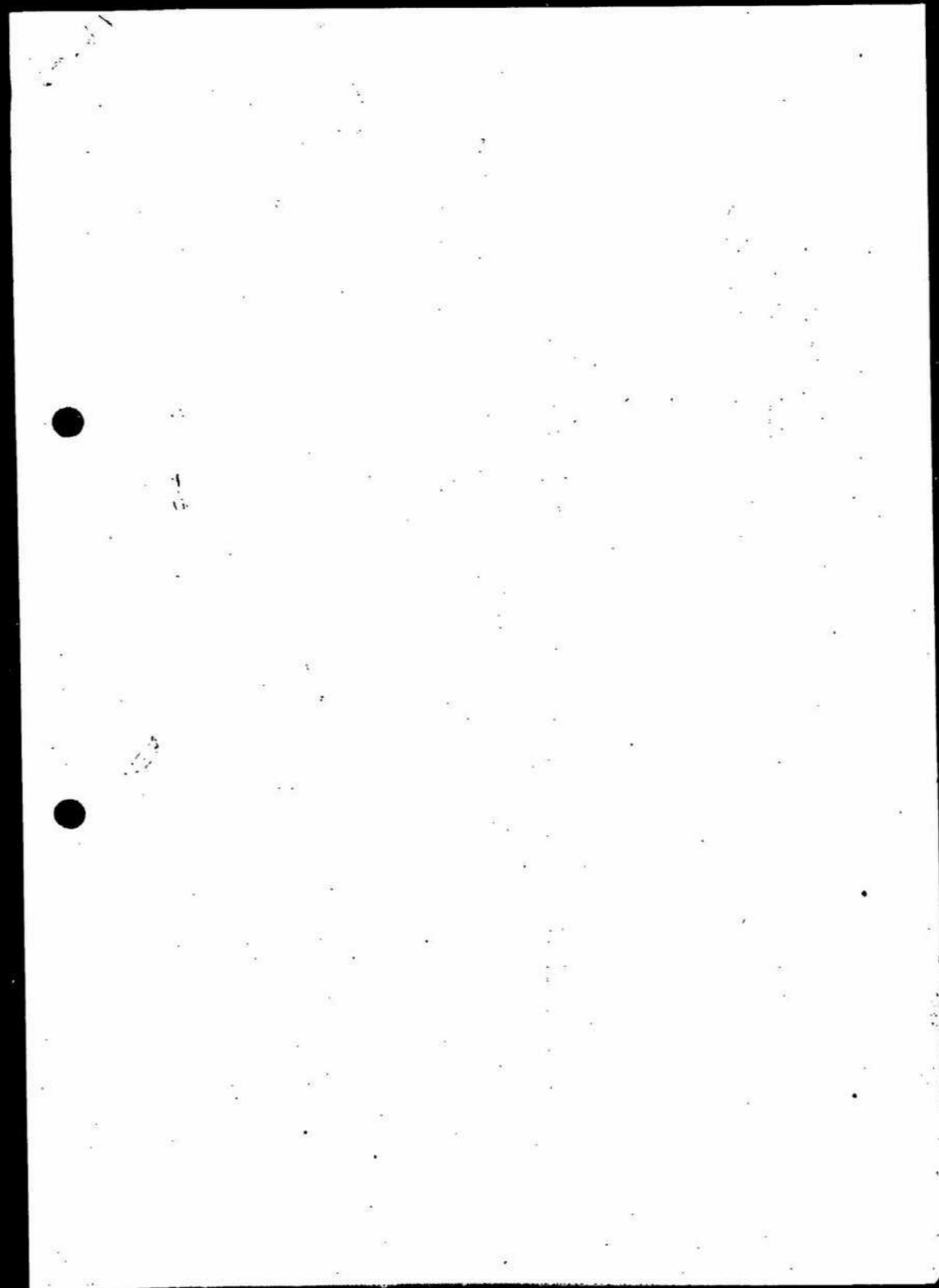
過度經濟力集中排除法に基づく手續規則  
第七條の規定による申請承認の件

九月 十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産處分申請承認の件  
上地 岸和田岡山町字岩所在池上土所 恩坪數 三三三坪 二  
建物 在池上所在建物(事務所(世帯用)) 七七坪 二  
別取附帯條件付



附 帶 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である  
場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

賣却價格は併賣額四九三、二六六と同額なること。

裏 面 白 紙



持株承認金第一四六一號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

七洋防務株式會社  
阿部 孝治 印殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

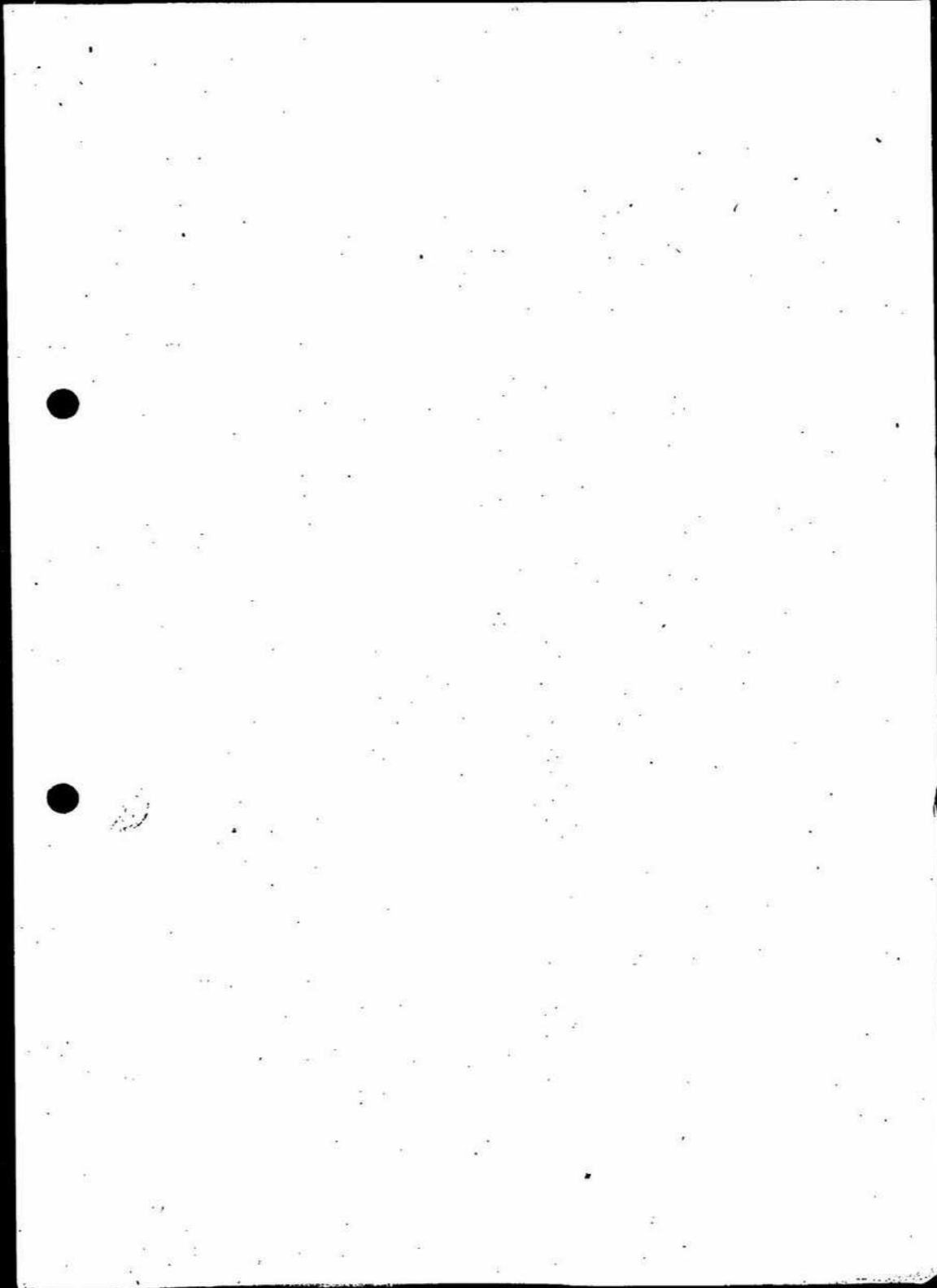
ましたから御通知します

記

一、財産處分申請承認の件  
其地 和歌山県西牟婁郡日保町小瀬浦町在りる土地計四三九七坪二一  
建物の在りたる事務町建物その他 合計 四三九七坪  
原状金額 四〇〇千円  
別紙町帯條町附







附 帯 條 件

賣却代金は直ちに各社の銀行勘定に預金すること、特別經理會社である場合には、決定整備計畫に基き支出するを要す。

裏面白紙

集排承認金第一〇二二二號

昭和二十三年 六月 十四 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

日本曹達株式會社

取締役社長

田 中 東 馬 殿

控

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二 條の規定による申請承認の件

一字訂正 五月 十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、高岡工場ベニシリン製造設備新設の件

附帶條件（別紙）

裏面白紙



214 230  
551 551  
614 614  
企大 企大  
決 決  
0 K

集排承認企第一四六五號

昭和二十三年 六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

株式會社神戶製鋼所  
取締役社長 永三郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、本社工場製造部四面倉庫設置

(金額 二〇三、四五七円五〇)

別紙附帯條件つき

裏面白紙



238  
214  
5.5  
5.11  
6.14  
企起決0

集排承認企第一四六四號

昭和二十三年 六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式會社神戸製鋼所  
取締役社長 所永三郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、本社工場より高知工場一事業設備移轉

(金額 四三、八四三、四三三)

別紙附帶條件つき

裏面白紙



227  
229  
219  
214  
211  
208  
204  
201  
198  
194  
191  
188  
184  
181  
178  
174  
171  
168  
164  
161  
158  
154  
151  
148  
144  
141  
138  
134  
131  
128  
124  
121  
118  
114  
111  
108  
104  
101  
98  
94  
91  
88  
84  
81  
78  
74  
71  
68  
64  
61  
58  
54  
51  
48  
44  
41  
38  
34  
31  
28  
24  
21  
18  
14  
11  
8  
4  
1  
0  
OK

集排承認企第一四六五號

昭和二十三年 六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

株式會社神戸製鋼所  
取締役社長 永 三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備(診療所設備一部)拡張

(金額三五五、〇三五円)

別紙附帶條件つき

裏面白紙

企 214 118  
起 京 8.24  
決 裁 4.14  
C.K. 6.14



集排承認企第一四六六號

昭和二十三年 六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

株式會社神戸製鋼所  
取締役社長 町 永 三 郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

一月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、本社工場製鉄部工員社宅建設と之に併し借入金

(金額ニ、六〇〇千円)

別紙附帯條件つき

裏面白紙



企 213 No 252  
起 4/26  
決 5/4

集排承認企第一四六七號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日新化學工業株式會社

取締役社長 土井正治 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

四月十五日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、新居濱製造所勞務者社宅新設(所要資金二千萬圓)の件  
附帶條件別紙の通り

裏面白紙





企 213 No 264  
4/23  
5/4

集排承認金第一回 六八號

昭和二十三年 六 月 十四 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

三井化學工業株式會社

取締役社長 榎本 好文 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七ノ二條の規定による申請承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、骸炭爐改造並に復舊工事の件  
(附帯條件別紙)

裏面白紙

集排承認企第一四六九號

昭和二十三年 六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三井化學工業株式會社

取締役社長 榎本好文殿

企213 1/1 372  
5/8  
5/13

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七ノ二條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、押出機一臺新設の件

(附帶條件別紙)

裏面白紙

企 213 No 265  
4/28  
5/4

集排承認企第 270 號

昭和二十三年 六 月 十四 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

三井化學工業株式會社

取締役社長 榎 本 好 文 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七ノ二條の規定による申請承認の件

四月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、三池染料工業所ポンプ室新設の件

(附帶條件別紙)

裏面白紙



33



集排承認企第一四七一號

昭和二十三年 六月 十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

北越製紙株式会社

取締役社長 田村文吉 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(但し附帯条件附き)

記

一、事業設備新設拡張及改良許可申請の件

裏面白紙

河部 32

字

集排承認企第一四七乙號

昭和二十三年 六月 五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

汽車製造株式會社  
取締役社長 植村 成 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産管理の件 (上島耕一に對する建物の物件の移転承認) 昭和二十三年四月三十日  
附屬條件 貴社内金に直ぐに若くは執行照会に於て金に充て、特別經理  
命令あり場合には決定臨時訂画に是より有するを要す  
以上

裏面白紙

企113 240号  
記 22.5.14  
決 22.5.17



196  
4.17  
4.27

集排承認金第一四七五號

昭和二十三年 六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

扶桑金屬工業株式會社  
專務取締役 廣田壽一 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の三の規定による申請承認の件

四月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、伸銅所綜合事務所移設並に附屬建築新設

豫算額 三、四八六、八九一円（内二九、四〇〇円 預金拂戻）  
五八二、八九二円 手持資材費

別紙附帯條件付（司會部許可 602.1 (14 June 48) ESS/AC No. 1031

裏面白紙

企 213 1/5 283  
起 4/30

集排承認企第一四七四號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式會社 鐵興社

取締役社長 佐野隆一殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、未拂込株金徴收の件

裏面白紙



企 213 No 3,57  
附 5/22

集排承認企第一四七五號

昭和二十三年 六 月 十 四 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

三菱化成工業株式會社

取締役社長

森 規 矩 夫 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、幸田工場スフ織機復元工事

附帶條件（別紙）

裏面白紙





金 29.1  
5058 14 13  
決 18 23

集排承認金第一四七六號

昭和二十三年 六月 十日 H

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三井第一株式會社

社長 山川 良一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年 五月 十日 附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(別紙條件付)

記

一、大弘、旭日、鎔山所有火薬類売却 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、一百〇一、一百〇二、一百〇三、一百〇四、一百〇五、一百〇六、一百〇七、一百〇八、一百〇九、一百一〇、一百一〇、

裏面白紙



集排承認企第一四七七號

昭和二十三年 六月十日 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

三井礦山株式會社

社長 山川良一 殿

企二四〇四 / 承認 〇 / 〇 / 〇

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

昭和二十三年 四月二十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します(別紙條件付)

記

一、三池製煉所カソリボンプ及乗用車納庫新設 一四三、〇〇〇円

裏面白紙

2034 325

5/19

5/22



集排承認企第一四七八號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本化藥株式會社

取締役社長 原安三郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

五月十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、厚狭作業所従業員住宅新築(工事費四、九七二千圓)の件

(附帶條件別紙)

裏面白紙

企一〇四九一九五  
23/4/6

集排承認企第一四七九號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

東洋陶器株式会社

取締役社長 永瀬善一 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請承認の件

四月六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、消防汎出所建物購入及び修理の件(所要資金一六五千元)

附帯条件  
一、別紙の通り

裏面白紙

控

集排承認企第一四八〇號

昭和二十三年六月十七日

6/16  
397号  
4/22

日本經濟團體株式會社

社長 田路 舜 殿

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第八條の規定による申請承認の件  
六月八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、昭和二十三年上半年期從業員當分の  
金二、三三、一〇八、〇四、五、〇〇〇の件  
但、別紙案件通り

裏面白紙

附 登 條 件

當委員會は、これによつて生産され又は配分される物品の公定價格値上げの基礎となる、生産費の引上げを承認するものではない。

裏  
面  
白  
紙

控

集排承認金第一四八一號

昭和二十三年六月十七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

日本板硝子株式會社

社長 中村文夫 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

六月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、昭和二十三年度初四半期営業資金一、三〇二、〇〇〇円を認め

但し別紙各件通り

6/16 植村 成  
企一142  
#397

裏面白紙

附 帶 條 件

當委員會は、これによつて生産され又は配分される物品の公定價格値上げの基礎となる、生産費の引上げを承認するものではない。

裏面白紙



1514 341  
62 23.6.11  
47 23.6.16



集排承認金第一四八二號

昭和二十三年 六月十六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日本陶器株式会社  
常務取締役 山名田莊一殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第八條の規定による申請承認の件

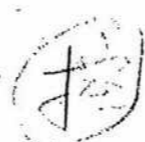
六月十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、従業員賞与支給の件(二五〇〇千円)

裏面白紙

企 1.4 391  
決 23. 6. 9  
23. 6. 16



集排承認企第一四八三號

昭和二十三年六月十六日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日本硝子株式會社  
取締役社長 吉本熊夫 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

六月七日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、集排承認企第一〇五〇号に基く増資新株式割当の件

裏面白紙

293 #341 5/20 5/24



集排承認企第一四八四號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

關東電氣工業株式會社

取締役社長

伊東 二郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、埼玉工場内建物處分（處分價格二三〇、〇〇〇圓）の件

附帶條件別紙

裏面白紙

203 # 318 5/17 5/22



集排承認企第一四八五號

昭和二十三年 六 月 十四 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

關東電氣工業株式會社

取締役社長

伊 東 二 郎 丸 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月 六 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり、  
ましたから御通知します

記

一、フォード乗用車購入（購入價格二二〇、〇〇〇圓）の件

附帶條件 別紙

裏面白紙

2934 3.20 5/17 5/20



集排承認企第一四八六號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

日産化學工業株式會社

企業第二部長 永井 三郎

取締役社長

黒部 貞雄 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月十日日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、愛知縣武豊町所在地賣却(賣却價格九七二圓三七)の件

附帶條件

別紙

裏面白紙

293 # 324 5/17 1930



集排承認企第一四八七號

昭和二十三年 六 月 十四 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

旭化成工業株式會社

專務取締役 片岡武修 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、延岡市所在土地建物賃貸（賃貸料年額一五、六〇〇圓）の件

附帯條件

一、賃貸契約は賃貸人の選擇により解約し得ること

一、賃貸料は直に銀行勘定に預金すること

裏面白紙



293 #352 5/22 (1/25)

集排承認金第一四八八號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

旭化成工業株式會社

專務取締役 片岡武修 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、 延岡工場内建物賃貸(賃貸料年額二四、〇〇〇圓)の件

一、 賃貸契約は賃貸人の選擇により解約し得ること

一、 賃貸料は直に銀行勘定に預金すること

裏面白紙



203 # 354 5/22 5/25

集排承認企第 四九號

昭和二十三年 六 月 十四 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

旭化成工業株式會社

專務取締役 片 岡 武 修 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月十八日附、貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、小倉工場従業員宅購入（購入價格二三五、二六三四）の件

附帶條件

別 紙

裏面白紙



203 #360

5/22

5/29



集排承認企第一四九〇號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



旭化成工業株式會社

專務取締役 片岡武修 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、延岡工場内土地建物賃貸（賃貸料年額五、四〇〇圓）の件

附帯條件

- 一 賃貸契約は賃貸人の選擇により解約し得ること
- 一 賃貸料は直に銀行勘定に預金すること

裏面白紙

集排承認企第一四九一號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

旭化成工業株式會社

專務取締役 片岡 武修 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月二十日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、延岡工場アンモニア冷凍機處分（處分價格三五〇、〇〇〇圓）の件  
附帶條件 別紙

293 #363

5/20-p 5/20-q



裏面白紙



273 #326 5/17 5/22

集排承認企第一四九二號

昭和二十三年 六月 十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

關東電氣工業株式會社

取締役社長 伊東 二郎 丸 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、西尾工場所在機械處分（處分價値三〇〇、三〇〇円）の件  
附帶條件（別紙）

裏面白紙

293 # 317 5/17 5/22



集排承認金第一四九三號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

關東電氣工業株式會社

取締役社長

伊藤 薫 二郎 丸 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、埼玉縣朝霞町所在建物賣却（賣却價格一四二、〇〇〇円）の件  
附帶條件（別紙）

裏面白紙





企203 # 315 5/19 5/22

集排承認企第一四九四號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

關東電氣工業株式會社

企業第二部長 永井 三郎

取締役社長

伊 稔 二郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、ダットサン乗用車處分（處分價格九〇、〇〇〇圓）の件

附帶條件

別紙

裏面白紙

223 #319 5/17 1/2



集排承認企第一四九五號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

關東電氣工業株式會社

企業第二部長 永井 三郎

取締役社長

伊東 二郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請承認の件

五月六日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、ピウィツク乗用車購入（購入價格四五〇、〇〇〇圓）の件

附帶條件

別紙

裏面白紙

293 # 316 5/17 5/22



集排承認企第 一四九六號

昭和二十三年 六 月 十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

關東電氣工業株式會社

取締役社長

伊東 二郎 丸 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二 條の規定による申請承認の件

五月 六 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になりましたから御通知します

記

一、ポンテアツク乗用車處分（處分價格二二〇、〇〇〇圓）の件

附帶條件 別紙

裏面白紙



293 # 329 4/19 5/22

集排承認企第一四九七號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井 三郎

關東電氣工業株式會社

取締役社長

伊東 二郎 丸 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二 條の規定による申請承認の件

五月 六 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、西尾工場機械設備移轉（移轉費用一二、〇〇〇圓）の件

附帶條件 別紙

裏面白紙



倉 3.28  
記 23.5.19  
決 23.5.19

集排承認企第一四九八號

昭和二十三年 六 月 十四 日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

株式會社豐田自動織機製作所

取締役社長

豐 田 利 三 郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請承認の件

／ 月 ／ 日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり  
ましたから御通知します

記

一、未拂込株金徴收認可申請の件

裏面白紙

集排承認企第一四九九號

昭和二十三年六月十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

鐘淵機械工業株式會社

取締役社長

新井

藏

太殿

⑧

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の二條の規定による申請承認の件

五月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、財産處分許可申請の件

企113 200  
記 23 5.21  
映 23 5.27

裏面白紙

10/3 201  
10/3 201  
10/3 201

集排承認企第一五〇〇號

昭和二十三年 六月 十四日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

鐵淵機械工業株式會社

取締役社長

新 井

藏

太殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の三條の規定による申請承認の件

五月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、事業設備移轉承認申請の件

裏面白紙

